

喜界町総合振興計画

子や孫の世代が住んでよかつたと思える「元気な島」

第6次 令和4年度～令和13年度

町 民 憲 章

わたくしたちは、美しい自然・豊かな人情・そして先人が築いた歴史と伝統をもとに、郷土を愛し、町民ひとりひとりが誇りと自覚をもって、活気に満ちた文化と産業の町づくりをめざし、ここに町民憲章を定め、その実践につとめます。

一、わたくしたち喜界町民は、自ら学び、

たくましい子どもの育つ町をつくります。

一、わたくしたち喜界町民は、ふれあいを

大切にし、親切な町をつくります。

一、わたくしたち喜界町民は、仕事にはげみ、

みのり豊かな町をつくります。

一、わたくしたち喜界町民は、緑を守り環境

をととのえ、美しい町をつくります。

一、わたくしたち喜界町民は、心身をきたえ、

健康な町をつくります。



ごあいさつ

本町は、平成 23 年に第 5 次喜界町総合振興計画を策定し、「心豊かで活力に満ちたうるおいのまち」の基本理念を実現するために、計画的に施策に取り組み、町政発展を図ってまいりました。

この間も社会情勢は大きく変化を続けており、人口減少、少子高齢化社会の進展、情報通信技術の急速な発展、大規模災害の発生等による安心・安全に対する意識の高まりなど国や県、地方自治体の役割や責務は多様性を帯びております。

本町においても人口の減少に歯止めがかからず、過疎化や少子高齢化が依然として進んでおり、担い手不足や集落組織の弱体化などが見られます。このような状況を踏まえ、基幹産業である農業を中心とした地域経済の活性化、子育て支援の環境整備や教育の充実などを図り、「子や孫の世代が住んでよかったと思える元気な島」を実現するため、第 6 次総合振興計画を策定しました。

これからも本町が持続的に発展を続けるため、今後 10 年間、この計画に基づき各種施策を実施し「元気な島」づくりを推進して参ります。

なお、「元気な島」づくりには、社会情勢の変化や住民ニーズに的確に対応できる行政組織の構築はもちろんのこと、地域に住む町民一人ひとりがそれぞれの役割をもって地域づくりに参加することが大切です。本町の礎を築かれた先人に学び、町民一体となった共生・協働のまちづくりに取り組んで参りましょう。

最後に、本計画の策定に際し、ご指導、ご助言をいただきました振興計画審議会委員並びに関係各位に対し、深く感謝申し上げます。

令和 4 年 3 月

喜界町長 隈崎 悦男

目 次

第 1 章 総合振興計画の策定にあたり	1
第 1 節 総合振興計画策定の趣旨と目的	1
1. 総合振興計画策定の趣旨	1
2. 計画策定の目的	1
第 2 節 計画の役割	2
1. 町政の総合的な経営方針となる最上位計画	2
2. 他組織との整合性の確保	2
3. 国・県に対する要望・期待	2
4. 住民や民間企業への期待	2
第 3 節 計画の構想と期間	2
1. 基本構想	2
2. 分野別基本計画	2
3. 実施計画	2
第 4 節 S D G s の理念に沿った将来像の実現	3
第 2 章 基本構想	5
第 1 節 現状と課題	5
1. 現状	5
2. 課題	6
第 2 節 将来像	7
1. 目標	7
2. 将来人口の見通し	7
3. 町民一人ひとりが健康で輝くまちづくり	8
4. 安心・安全で美しいまちづくり	9
5. 賑わいのある活気あふれる島づくり	11
6. 島で育むきらりと輝く人づくり	13
7. 未来へ繋ぐ地域づくり	14

第3章 分野別基本計画 15

第1節 町民一人ひとりが健康で輝くまちづくり 15

1. 子育て世代支援の推進 15
2. 高齢者福祉の推進 16
3. 障害者福祉の推進 17
4. 健康なまちづくりの推進 18
5. 地域福祉の推進 19
6. 医療体制の確保 20

第2節 安心・安全で美しいまちづくり 21

1. 防災対策・体制の強化 21
2. 交通安全・防犯対策の強化 22
3. 住みよい住環境の創出 23
 - (1) 公営住宅 23
 - (2) 上水道 24
 - (3) 下水道 25
 - (4) 生活環境 26
 - (5) 地籍調査 27
4. 循環型社会の創出 28
 - (1) ごみ処理対策 28
 - (2) エネルギー資源の活用 29
5. 交通体系の整備 30
 - (1) 公共交通 30
 - (2) 道路 31
 - (3) 港湾・漁港 32

第3節 賑わいのある活気あふれる島づくり 33

1. 農業の振興 33
 - (1) サトウキビの振興 34
 - (2) ゴマの振興 35
 - (3) 畜産の振興 36
 - (4) 園芸の振興（野菜） 37
 - (5) 園芸の振興（果樹） 38

2. 林業の振興	39
3. 水産業の振興	40
4. 商工業の振興	42
5. 観光の振興	43
6. 特産品の開発・推進	44
7. 移住・定住の促進	44
※ 資料（年度ごと計画目標）	45
第4節 島で育むきらりと輝く人づくり	48
1. お互いの人格を尊重し、豊かな心と 健やかな体を育む教育の推進	48
2. 未来を切り拓くための能力を伸ばし、 社会で自立する力を育む教育の推進	49
3. 信頼され、地域とともにある学校づくりの推進	50
4. 地域全体で子供を守り育てる環境づくりの推進	51
5. 生涯を通して学び活躍できる環境づくりと スポーツ・文化の振興	52
第5節 未来へ繋ぐ地域づくり	53
1. 町民と行政の協働	53
2. 男女共同参画	54
3. 広域行政の推進	54
4. 行財政改革の推進	55
5. 財政運営の確立	56

〈 資料編 P57～P73 〉

第1章 総合振興計画の策定にあたり

第1節 総合振興計画策定の趣旨と目的

1. 総合振興計画策定の趣旨

喜界町では第4次、第5次の総合振興計画において「心豊かで活力に満ちたうるおいあるまち」を基本理念として施設整備や生活環境の向上に努めてまいりました。

その結果、各種基盤整備が進み、町民を取り巻く生活環境は着実に進展し、生活の水準は向上してきておりますが、医療の充実や雇用の創出など町民のニーズは依然として高く、今後も積極的な振興策を引き続き実行することが必要です。

また我が国の社会情勢は、各種の経済活性化策の実施にもかかわらず景気の回復が実感できず閉塞感が漂うなか、感染症の流行や毎年のように起こる大規模災害などにより依然として先行きは不透明です。

このような社会情勢の変化に適切かつ柔軟に対応していくためには、本町が目指す将来像や方向性を明確にし、必要な施策を効果的に推進していく必要があります。

第6次喜界町総合振興計画は「子や孫の世代が住んでよかったと思える元氣な島」を将来像に位置付け、「町民一人ひとりが健康で輝くまちづくり」、「安心・安全で美しいまちづくり」、「賑わいのある活気あふれる島づくり」、「島で育むきらりと輝く人づくり」、「未来へ繋ぐ地域づくり」という5つの基本理念のもと各種施策を実行して参ります。

2. 計画策定の目的

喜界町総合振興計画は、将来にわたっての本町のあるべき姿、今後のまちづくりの方向性を明らかにするため、今後10年の羅針盤となるものです。

これまでの町勢発展の歩みを踏まえ、社会情勢の変化や今後の方向性を見極めながら、この先10年の果たすべき役割や町政推進の基本的方向性を明らかにし、島の持続的な発展を目的とします。



第2節 計画の役割

1. 町政の総合的な経営指針となる最上位の計画

本計画は本町のまちづくりの最上位となる計画で各行政分野の個別計画や施策の基本となり、行財政改革や予算編成の基礎となるものです。

2. 他組織との整合性の確保

国や県、広域市町村圏組織が策定する地域計画等との整合性の確保に努める必要があります。

3. 国・県に対する要望・期待

国・県に対しては、この計画の目指す方向と施策について必要な事業の推進と措置を要望し、その実現を期待します。

4. 住民や民間企業への期待

住民や民間企業についてはこの計画の目指す方向や施策の推進について理解と協力を得ると共に、その活動を誘導する指針となることを期待します。

第3節 計画の構想と期間

1. 基本構想【10年間】

基本構想は現状と課題の分析のもと 10年後の将来像を示し、これを実現するための基本方針を明らかにするものです。

この計画期間は令和4年4月1日から令和14年3月31日までとします。

2. 分野別基本計画【10年間・5年後見直し】

分野別基本計画は基本構想に定める将来像を実現するための施策の体系を示すものです。令和8年度に見直しを行い、新たな計画を令和9年度から令和13年度まで実施します。

3. 実施計画【ローリング方式】

実施計画は分野別基本計画で示した施策を計画的かつ効率的に実施するため、毎年度、次年度予算の要求時に財政計画と整合性を図りながら必要な事業を示します。

実施計画については毎年度更新するローリング方式とします。

第4節 SDGsの理念に沿った将来像の実現

SDGs（エスディーゼーズ）とは「Sustainable Development Goals」の略で2015年9月の国連サミットで採択された2030年を期限とする「持続可能な開発目標」であり、17の目標、169のターゲットで構成されています。

SDGsは貧困や飢餓、水や保健、教育、医療、言論の自由やジェンダーなど人々が人間らしく暮らしていくための社会基盤を2030年までに達成するという目標になっています。

本計画においても10年後の将来像を実現するために第3章分野別基本計画で各種施策を掲げておりますが、実施にあたってはSDGsの理念に沿い、子や孫の世代が希望を持ち続けることができる、持続可能なまちづくりを進めてまいります。

なお、分野別基本計画における施策の方向・主な取組みは、SDGsの17の目標及び169のターゲットと紐づけを行い、ロゴを付けております。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



目標1 [貧困]

あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる



目標2 [飢餓]

飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する



目標3 [保健]

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



目標4 [教育]

すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する



目標5 [ジェンダー]

ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う



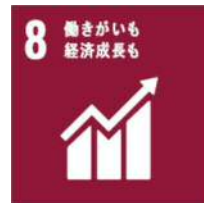
目標6 [水・衛生]

すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する



目標7 [エネルギー]

すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する



目標8 [経済成長と雇用]

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する



目標9 [インフラ、産業化、イノベーション]

強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る



目標10 [不平等]

各国内及び各国家間の不平等を是正する



目標11 [持続可能な都市]

包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する



目標12 [持続可能な消費と生産]

持続可能な消費生産形態を確保する



目標13 [気候変動]

気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる



目標14 [海洋資源]

持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する



目標15 [陸上資源]

陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する



目標16 [平和]

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する



目標17 [実施手段]

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

第2章 基本構想

第1節 現状・課題

1. 現状

本町は亜熱帯海洋性気候の豊かな自然に恵まれ、整備された耕地を生かして古くからサトウキビ生産を主軸とした第1次産業を中心に発展してきました。

最近では園芸作目も生産量を伸ばしながら産地の確立をめざしており、畜産と合わせた農業が産業振興の柱となっています。

また、地域特性を生かした観光地づくりを進め、観光施設の整備や地域住民とふれあう体験型観光等に取り組んでいますが、観光客・交流人口を増加させるためには、交通費の高さや情報発信不足等が解決されていません。

本町の人口動向をみると、昭和30年代以降の高度経済成長期は大都市圏の雇用機会の急速な増大により、就業機会に恵まれない離島においては激しい人口流出がありました。人口の減少に伴い地域社会の活力低下が表われてきました。

本町では昭和40年代の人口減少が著しく、その後も減少傾向を示しており過疎・少子化・高齢化等の問題が顕在化してきています。

本町の国勢調査人口は、昭和45年は12,725人で対昭和40年比10.6%の減少であり、昭和50年は11,464人で対昭和45年比9.9%の減少、平成2年は9,641人で対昭和60年比9.9%の大幅な減少となっています。また、平成27年は7,212人で対平成25年比11.7%の減少、令和2年は6,629人で対平成27年比8.1%の減少と依然として減少傾向が続いています。

65歳以上の高齢者人口の増加傾向も変わらず、現在は高齢者比率も40%を超えており、典型的な超高齢社会を迎えています。

産業別就業人口の平成22年に対する平成27年の増減率は第一次産業で14.5%減少、第二次産業で18.5%減少、第三次産業は2.0%の増加となっています。

平成22年に対する平成27年の増減率において農家総数は10.3%、専業農家は4.6%、兼業農家19.2%とそれぞれ増加しています。

町民所得は、平成29年度市町村民所得推計報告によれば、町民一人当り所得は2,125,000円で県民一人当り所得の85.3%、国民一人当り所得の66.6%となっており、依然として格差は大きいです。

平成19年と平成29年（10年間）を比較してみると、町民一人当り所得は194,000円の増となっていますが、国民所得との格差は依然として大きく、積極的な振興策を展開しなければなりません。

昭和29年以降の奄美群島振興のための特別措置法や45年以降の過疎地域

特別措置法等により、生産基盤や交通通信網、生活環境の整備等の振興策が図られ、着実に成果を上げているところではありますが、産業構造・社会情勢の急速な変化に対応した地域振興策の展開が引き続き必要となっています。

2. 課題

本町が過疎からの脱却を図り「子や孫の世代が住んでよかったと思える元気な島」を実現していくために解決していく課題は次のとおりです。

- (1) 子育て環境の確保
- (2) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進
- (3) 医療の確保地域における情報化の推進
- (4) 防災対策・体制の強化
- (5) 生活環境の整備
- (6) 交通施設の整備、交通手段の確保
- (7) 環境に配慮した循環型社会の創出
- (8) 産業の振興
- (9) 移住・定住の促進
- (10) 観光の推進
- (11) 教育の振興
- (12) 地域文化の振興
- (13) 町民と行政の協働



第2節 将来像

1. 目標

本計画は「子や孫の世代が住んでよかったと思える元気な島」を将来像とし、以下の5つの基本理念を実現することを目標とし、細かな目標設定は分野別基本計画において定めています。

- ・町民一人ひとりが健康で輝くまちづくり
- ・安心・安全で美しいまちづくり
- ・賑わいのある活気あふれる島づくり
- ・島で育むきらりと輝く人づくり
- ・未来へ繋ぐ地域づくり

2. 将来人口の見通し

本町の総人口は、減少傾向が続き令和2年の総人口は6,629人となっています。国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の人口推計を用いた推計によると令和22年には5,175人、令和42年には3,716人まで減少すると推計されています。

本町の人口移動は、高校卒業後の就職・進学期（15～19歳）に大きく転出超過が見られ、逆に大学卒業後の就職期（20～24歳）に大きく転入超過となっていますが、トータルとしては大幅な転出超過となっています。

町内に就労の希望を実現できる雇用環境を創出し、大学卒業後の就職期にUターン就職を促進することが必要です。また、子育てしやすいまちづくりを推進し、子育て世代の転入を促進することや、関係人口を増やし移住者を取り込むなど社会増への対応も図る必要があります。

今後は合計特殊出生率を維持させ、雇用の創出とUターンの促進、誇りや愛着を育み、ずっと住み続けたいまちづくりに取り組み、人口の自然減と社会減の対策を同時並行的に進め、人口の減少率の鈍化を図っていきます。



資料：「国勢調査」（総務省）、「地域別将来推計人口」（国立社会保障・人口問題研究所）

3. 町民一人ひとりが健康で輝くまちづくり

① 子育て世代支援の推進

少子化やひとり親家庭の増加など、子育て世代を取り巻く環境は多様化しており、子育て支援に対する関心やニーズは高いものとなっています。安心して子どもを産み、健やかに育てることができる切れ目ない支援を受けられる環境の実現に向けて施策を推進していきます。

② 高齢者福祉の推進

今後、総人口及び現役世代人口が減少する中で高齢者人口はピークを迎えます。また、介護ニーズの高い85歳以上の人口増加が見込まれています。高齢者の単独世帯、認知症の方の増加などによりニーズが多様化することも想定されています。

高齢者が尊厳を保ち、自立生活のための支援を受けながら、重度な介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるような支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムを構築、推進していきます。

③ 障害福祉の推進

障害福祉サービスに対するニーズは増え、多様化しています。しかし施設やサービス事業所等の資源やマンパワーの不足、家族の高齢化が課題となっています。

これら課題の解決のため、障害者が自ら望む地域生活を営むことができるよう「生活」と「就労」に関する支援の一層の充実を図ります。また、支援の必要な子どもたちの多様なニーズにきめ細かく対応するための支援の充実に取り組んでいきます。

④ 健康なまちづくり推進

人生100年時代を迎えるにあたっては、子どもから高齢者までのすべての人が元気に活躍できる場、安心して暮らせる社会を作ることが重要です。長い人生を心豊かに生き抜くために、健康な体は大切な資本となります。本町における健康課題の分析に基づいた地域ぐるみの取組推進による健康寿命の延伸を目指します。

⑤ 地域福祉の推進

福祉の充実を図るためには、保健・福祉・医療等関係者が連携し、一体的な取組を推進する必要があります。社会福祉協議会・民生委員児童委員と連携し、誰もが適切な支援を受け、住み慣れた地域で暮らし続けられる、共生・協働の地域づくりを進めてまいります。

⑥ 医療体制の確保

本町は一島一町の離島であり、医療資源が限られています。限られた医療資源を有効に活用するためには、連携と情報共有が重要です。島内外の医療機関との連携、情報発信等の充実に図り、安心して医療を受けられる環境の整備に取り組んでいきます。

4. 安心・安全で美しいまちづくり

① 防災対策・体制の強化

本町は台風常襲地帯に位置していることに加え、島の成り立ちからも分かるように大規模な地震の起こりやすい地域であります。また近年の集中豪雨による水害や土砂災害など様々な災害への対策が求められています。

令和2年9月の台風時には約1,000人の避難者があり、避難所の機能強化や受け入れ時の対応など課題が見つかりました。

こうした中、町民の安心・安全を確保するために、避難所の整備や情報通信体制等の基盤整備に併せ、町民自らの防災意識の向上と災害発生時における地域の防災体制の強化が必要となってきます。そのために避難訓練を定期的に行うとともに自主防災組織の育成や防災無線等の点検、避難所の整備などを進め、災害発生時の備えを図ります。

また近年、問題になっている老朽化した空き家の除却についても費用の助成などを行い、対策を図ります。

消防については町民の生命、身体、財産を守り、町民が安心して暮らせるまちづくりのために火災への対応や救急業務はもちろん、消防団の活性化を図るとともに消防防災の拠点である消防署も移転の計画を進めます。

② 交通安全・防犯対策の強化

車社会の今日、本町でも死傷者を伴う交通事故が多く発生するようになりました。中でも、高齢者が絡む事故が増加しています。

交通事故のない社会をめざすために、喜界町交通安全計画（令和3年から令和7年）に基づき交通安全運動を実施し、警察や関係機関と連携を図りその活動を支えます。

また、全国的に青少年がかかわる犯罪が多発していることから、本町においても関係機関・団体と連携し、青少年の健全な育成のための活動が重要になっています。さらに近年子どもや高齢者、あるいは消費者が被害者となる犯罪の増加が見られ、犯罪が巧妙化しています。

安心安全なまちづくりには、警察や行政、関係機関の連携を図るほか、地域住民と一体となった取り組みなどの体制づくりが求められています。関係機関と連携し、見守り活動や商業施設への防犯カメラの設置の推奨など地域の防犯対策の向上を図ります。

③ 住みよい住環境の創出

本町における住みよい住環境の創出として、主にUターン世帯、子育て世帯、高齢者世帯からの需要が多い公営住宅の建替えや解体、団地の集約を整備計画に基づき毎年進めてまいります。

水利用に関しましては、上水道及び下水道に関する施設の老朽化対策を整備計画に基づき改修、更新等を実施してまいります。また、下水道の区域外の集落につきましては、合併浄化槽への転換促進を図ってまいります。

老朽化した斎場、と畜場につきましては建替えを実施し、利用者に安心して使用してもらえる施設づくりを心がけます。また、納骨場につきましても施設の設置を希望される声が多いことから、納骨堂等検討委員会において協議してまいります。

地籍調査に関しましても毎年調査を進めていますが、地権者の高齢化により立会いや同意が遅れることも多く、進捗率がなかなか上がらない状況です。地籍調査は町政の重要施策として位置づけ、実施体制の拡充、強化を図ります。

④ 資源循環型社会の創出

資源循環型社会を目指し、本町はこれまでごみの分別強化、ごみ収集体制の構築、クリーンセンターの新築、粗大ごみ置き場の閉鎖など、ごみ処理施策を強化し、環境に配慮した対策を行ってきました。また、令和6年度には一般廃棄物最終処分場も整備される計画となっていますが、一人が排出するごみの量が現状のまま推移した場合、令和21年度には満杯となることが見込まれています。町民一人ひとりがごみの更なる減量化に努めることで、最終処分場の延命に繋がることから、ごみ分別の細分化による3R（Reduce（排出抑制）、Reuse（再利用）、Recycle（再資源化））の啓発推進が不可欠となっています。

そのためにも、食品ロスの抑制や生ごみ処理機等の普及、家具・家電等の再利用やプラスチックごみの再資源化など、循環型社会の形成に積極的に取り組みます。

また、不法投棄や海岸漂着物は景観を損ねるだけでなく、環境保全の観点からもその対策を強化しなければなりません。関係団体と協力を得ながら巡回パトロールの強化や、海岸漂着物地域対策推進事業等を活用した対策を積極的に推進してまいります。

新エネルギー政策については、国や県の方針を注視しながら、脱炭素社会に向けた施策としてまずは公用車の低燃費・低公害車の導入を進めるなど、本町の実情に合ったものから取り入れ、自然エネルギーを含め、自然環境に配慮した新エネルギーの普及促進を検討していきます。

⑤ 交通体系の整備

人口減少に歯止めがかからない本町ですが、航路・航空路・バス等の公共交

通の施策については町民生活を守る意味において非常に重要であります。船、飛行機の便数については現在の維持を目指し、バスの運行については地域公共交通会議において町民や観光客のニーズに応じた体制の導入を図ります。

道路の整備については集落内の狭い道路の改良の整備を進めると共に、多くの町道で老朽化による表層の凹凸がみられるため、事業効果も見定めながら優先順位をつけて計画的に整備を図ります。

また橋梁については長寿命化計画に基づき効率的に維持・補修を図り、安心・安全な道路基盤の整備を推進します。

湾港については定期船寄港として町民生活に直結するものであり、冬季の風浪の強い場合でも接岸できるよう沖防波堤の整備を推進します。その他の港については施設の老朽化に加え、近年の海面上昇等の環境の変化への対応も求められています。今後は補修・更新にあたり港の利用状況等を勘案し整備をおこないます。

5. 賑わいのある活気あふれる島づくり

① 農業の振興

本町の農業においては、農家の高齢化や後継者不足、農地の貸し借りなど課題を抱えながら、新たな水資源の確保へ向けた取り組みが重要であります。本町の一部の農地では、農業用水施設が未整備であるため、農業経営に支障をきたしています。このため、新たに喜界第2地下ダムの整備や既存の農業水利施設の改修等を行う国営土地改良事業を計画し、農業生産基盤の整備を強化していきます。このことにより、基幹作物であるサトウキビの安定生産を基本に、飼料生産基盤の整備と計画的増頭による畜産振興、生産性の高い園芸作物の拡大と先進的な栽培技術の導入に取り組んでいきます。

新規就農者支援につきましては、町単独事業の研修制度や国の支援事業を活用し、後継者ならびに新規就農者の育成に努めていきます。

また、農業生産力の維持向上を図るためにも、優良農地の確保・荒廃農地の解消に努め、農地の効率的な利用を推進し、さらに農地中間管理事業等による農地のあっせん活動により、担い手への農地集積・集約化を強化していきます。

② 林業の振興

本町は隆起珊瑚礁の島であり、山岳や河川がほとんど無いことから、百之台にある森林は水源涵養林地として重要な地域となっております。水源涵養の機能が十分に発揮されるよう、下層植生や樹木の根を発達させる事業を実施します。

また、集落に近接する山地災害の発生が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能強化をはかり、潮害や風害等の防止に重要な役割を果たしている海岸林等についても、快適な環境保全のための保安林指定や適切な管理を推進し

ます。

③ 水産業の振興

水産業の振興については、漁業を取りまく厳しい環境の中ではありますが、恵まれた漁場の有効利用と海洋資源の増殖を図るため漁場の整備（浮漁礁、中層漁礁、沈設漁礁）や種苗放流を進めるとともに密漁防止対策についても漁協と連携してまいります。

さらに担い手の確保ならびに魚食普及、未利用魚種活用による加工品開発を併せて推進します。

④ 商工業の振興

コロナウィルス感染症の拡大の影響による景気低迷や多様化する商工業環境のなかで、地域経済の自律的な発展や時代の変化に的確に対応できる活力ある商工業の振興を図るため、商工会加入促進ならび組織化を図り、商工業経営基盤の強化が必要です。また、商店街の空き店舗等を活用し、住民が新たなサービス業等を起こすことを支援していくとともに、今後、人と人とのつながりを大切にし、にぎやかで交流あるまちづくりを推進します。

⑤ 観光の振興

今もなお隆起しつづけるサンゴ礁の島、そして、手つかずのまま残る美しい自然など、喜界島そのものがミュージアムです。

そのため、喜界町観光振興計画を基本として、既存観光資源を最大限に活かし、文化・歴史・地域産業などに重点をおいたツーリズムを展開していく必要があります。

先人から引き継がれた「喜界島」に自ら誇りを持ち、“愛される島”“心を癒す島”を目指し、地域の特性が感じられる観光地を推進します。

⑥ 特産品の開発・推進

先祖から引き継がれ、地域の宝である「サトウキビ」、「白ゴマ」、「柑橘類」、「そら豆」などを活用した特産品や食品加工の振興を進め、地域に密着した地場産業を育成します。また、ふるさと納税を活用、喜界島ならではのオンリーワン商品を販売ならびに販路開拓を応援し地域のブランドとしての積極的な展開を推進します。

⑦ 移住・定住の促進

都市部への人口集中により、地方人口が急速に減少している中ではありますが、テレワークの普及等を受け、地方移住に対する関心が高まっています。本町としては、移住・定住希望者への対応できる移住コーディネーターの雇用や

拠点整備を行うとともに、移住相談会への積極的な参加やツアーなどを開催します。さらに集落（地域）や事業者（職）との連携を構築し、移住・定住者の増加を図ります。

6. 島で育むきらりと輝く人づくり

① お互いの人格を尊重し、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

変化の激しいこれからの社会を生き抜いていく上で、子どもたちの規範意識を養い、他人を思いやる心や感動する心など豊かな人間性やたくましく生きるための健康や体力を育む教育を推進します。

② 未来を切り拓くための能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育の推進

子どもたちが、変化の激しいこれからの社会を生き抜き、未来を切り拓くためには、基礎・基本を確実に身につけるとともに、自ら学び、考え、主体的に判断、行動し、よりよく問題を解決する能力を育む教育を推進します。

また、幼児児童生徒に伝統や文化を尊重し、それらを育ててきた我が国と郷土を愛する態度を養うことや望ましい勤労観・職業観を身に付けさせます。

さらに、環境教育や情報教育などの社会の変化に対応した教育や、子どもの一人一人の自立と社会参加に向けて障害の状態や教育的ニーズに応じる特別支援教育を推進します。

③ 信頼され、地域とともにある学校づくりの推進

地方創生の観点から、「次世代の学校」として、学校と地域が相互にかかわり合い、学校を核として地域を活性化していくことのできる「地域とともにある学校」づくりを推進します。

また、信頼される学校づくりのため、教職員の資質向上や安全・安心な環境づくりなどに取り組みます。

④ 地域全体で子どもを守り育てる環境づくりの推進

身近な地域社会の課題の解決に、その一員として自ら主体的に参画し、地域社会の発展に貢献しようとする意識や態度を育むことを進めます。

⑤ 生涯を通して学び活躍できる環境づくりとスポーツ・文化の振興

子どもから大人まで全ての町民が生涯を通して、あらゆる機会にあらゆる場所で学ぶことができ、その成果を適切に生かし活躍できる取組を推進します。また、郷土の伝統文化や文化財を守り育て、子ども達に様々な芸術に親しませることで、ふるさと（シマ）の理解や豊かな感性を涵養していく取組を推進します。

7. 未来へ繋ぐ地域づくり

① 町民と行政の協働

町民を主体とする自発的地域活動を尊重しつつ、町民一人ひとりが相互に理解を深め合い、尊厳ある社会を構成する一人として、様々な分野への参画と能力発揮の機会を等しく持続的に確保します。

さらに、ふるさと納税による財源の使途適正及び返礼品等の拡充を念頭に、これまでよりも実感の持てる政策づくりに共に取り組みます。

② 男女共同参画

役場職員が、育児参加等の休暇取得率向上を目標とし、男性職員の意識を高めることで、町全体の波及に繋がります。また、各委員会等の女性登用が低水準であることから、女性委員の登用率の向上に努めます。

③ 広域行政の推進

国や県の動向を見極めながら、広域行政で対応できる事務事業の共同化を図り、併せて姉妹都市との交流等も拡充し、各行政機関及び団体等と連携した町づくりを進めます。

④ 行政改革の推進

健全な自治体運営の実現には、町民のニーズを把握し、町民が満足できる行政サービスを迅速かつ効果的に提供できるよう行政改革を推進していく必要があります。また、本格的な人口減少社会を迎え、年々増加する社会保障経費や、多額の公共施設等の老朽化対策経費も見込まれます。

そのためには、「最少の経費で最大の効果を上げる」という基本原則を踏まえたDX（デジタルトランスフォーメーション）を推進して、更なる行政事務の簡素化並びに行政組織の合理化を図り、より効率的かつ実効性のある改革に繋がります。

⑤ 財政運営の確立

自主財源が乏しい財政状況の中でも、行財政運営の健全化を図りながら、町民の行政に対する様々なニーズに応える必要があります。

そのために、適正な課税の実施や使用料及び手数料の適正化を行うことで、財源の確保を図ると共に、各種補助金や負担金の見直しを実施しながら、有利な地方債の確保を行い、長期的な財政計画、事業計画の見通しに沿った効率的な財政運営に努めます。

第3章 分野別基本計画

第1節 町民一人ひとりが健康で輝くまちづくり

1. 子育て世代支援の推進

(現状と課題)

人口減少に伴う少子化や、ひとり親世帯の増加、また、働きながら子を産み育てていく上で、依然として母親に負担がかかっている事など、子育て支援に対するニーズは高いものとなっています。

本町では、「子ども子育て支援事業計画」に基づき、保育所や子育て支援センターの整備、保育士の人員確保、保育年齢や時間の拡充、出産祝い金、おむつ券の配布など、包括的な子育て支援を行っているところです。

今後の課題として、既存事業は継続しつつ、更なる体制整備の拡充や支援の充実が必要です。

(計画目標)

- ・0歳児保育の開始、一時預かり、病児保育の検討、保育所入所基準の弾力化
- ・年少人口 728人（令和12年）

(施策の方向)

安心して妊娠・出産し、健やかに子育てできる切れ目ない支援と親と子の健康づくりを実施します。これまでの施策を継続、磨きをかけ、子育て世代を取り巻く環境の整備、子どもを持つ親が安心して働く環境づくり、職場や、地域における子育て支援の体制整備、放課後児童クラブの充実などの更なる充実を図っていきます。



(主な取り組み)

- ・子育て世代包括支援センターの充実（健康増進係内に設置）
- ・子育て支援センター（保育園に併設）の充実
- ・保育サービスの充実（0歳児保育の開始、一時預かり、病児保育の検討、保育所入所基準の弾力化）
- ・意識改革を図る為の広報・啓発、情報提供（事業主に対して、育休・介護休、再雇用の普及の働きかけなどの意識変革）
- ・児童虐待防止の推進（相談機能の強化、広報などでの啓発活動）
- ・不妊治療費助成
- ・妊婦健診・出産時旅費助成
- ・出産祝い金
- ・おむつ券の配布
- ・子ども等にかかる各種費用支給・助成（保育料の軽減、児童手当・乳幼児医療・各種手当等）
- ・未熟児養育医療給付
- ・生活支援や就労支援、ひとり親世帯への相談支援の強化（訪問・電話等）
- ・関係機関との連携強化（医療機関、学校、警察等）
- ・ひとり親世帯の自立支援の促進（相談機能強化や、経済的な支援）
- ・障害のある子どもへの支援（乳幼児健診での早期発見・早期療育・関係機関との連携・強化、経済的な支援）



【ひまわり第一保育園 喜界町子育て支援センター】

2. 高齢者福祉の推進

(現状と課題)

今後、高齢者人口のピークを迎えるとともに、介護ニーズの高い85歳以上の人口の増加、現役世代の減少が見込まれます。併せて高齢者の単独世帯や認知症の人の増加が見込まれます。保健・福祉・医療サービスの更なる連携とともに、介護予防の推進、地域において支えあう仕組みの構築、高齢者介護を支える人的基盤の確保が求められます。

(計画目標)

- ・認知症の相談窓口を知らない高齢者の割合を減らす(令和2年37.6%一般高齢者調査)

(施策の方向)

○ 住み慣れた地域で互いに支えあうまちづくり

団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据えて、重度の要介護状態となっても高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「地域包括ケアシステム」の充実を図ります。

また、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりのくらしと生きがい、地域をともに創っていく社会である地域共生社会の実現につなげていきます。

○ 健やかで生きがいに満ちたシニアライフの充実

健康寿命の延伸を目指し、住民が健康に関する正しい知識に基づき主体的に健康づくりに取り組むことができるよう、住民の健康データに基づく健康課題の抽出と周知を広く行い、効果的な普及・啓発を図ります。

また、高齢者の高い就労意欲と自らの知識や技能を活かしながら生きがいを持って社会の担い手として活躍できるようにするシルバー人材センターによる高齢者への就労支援を引き続き推進します。

○ 暮らしを支える生活支援と住まいの充実

高齢者が住み慣れた地域で暮らしていくためには、多様な主体による生活支援サービスの充実と高齢者自身の社会参加が必要です。また、福祉施策と住宅施策の連携を緊密にし、介護を必要とする高齢者にも対応できる施設や住環境の整備を推進します。

(主な取組み)

- ・地域包括支援センターの機能強化
- ・集落における見守り活動の充実
- ・権利擁護、虐待防止の推進
- ・長寿会活動の充実・支援
- ・介護予防事業の充実
(健康スポーツの推進・まぐみ体操、地域の体操教室等の取組推進)
- ・介護者への支援の充実
- ・生活支援体制整備事業の推進
- ・福祉サービスの充実
- ・福祉人材の育成、確保
- ・認知症総合支援事業の推進
- ・シルバー人材センターの活動促進
- ・公共施設等のバリアフリー化の促進
- ・高齢者が安心して暮らせる住環境の整備(住宅改修等)
- ・災害時要援護者支援の推進



3. 障害福祉の推進

(現状と課題)

本町の障害者手帳（身体障害者、療育、精神障害者保健福祉）の所持者数は3障害いずれも横ばいで推移しています。一方、障害福祉サービスの利用については、増加傾向にあり、今後もニーズ調査等から増加することが見込まれます。

障害児支援については、平成26年度に児童発達支援、放課後等デイサービス事業「てくてく教室」を開設しました。保護者からの子どもの発達に関する相談件数が増え、利用する児童も増加傾向にあります。

このように、障害に関するサービス利用、支援等のニーズが高まっていますが、町内に施設やサービス事業所等福祉資源の不足や障害者の家族の高齢化等が課題となっています。

今後、障害者の生活支援、就労希望者のための就労支援体制の整備、事業所及びマンパワーの確保に努めていく必要があります。

(計画目標)

- ・ 地域生活支援拠点の整備 1箇所
- ・ 児童発達支援センターの設置
- ・ 就労支援推進の満足度 30.0%

(施策の方向)

○ 障害に対する理解や配慮の促進

障害や障害のある人への正しい理解を深め、ノーマライゼーションの理念を浸透させるため、あらゆる機会と媒体を活用した啓発・広報活動に努めます。

また、制度やサービス拡充等情報提供をして、サービス利用を促進します。

○ 障害に応じた相談及び生活支援・就労環境の充実

保健・医療・福祉の各関係機関との連携を図り、障害者の視点に立った相談支援体制づくりと障害者家族の支援を図り

ます。

また、不足する福祉資源の充実を図るため、農業と福祉が連携する就労支援や生活居住支援の体制づくりに取り組みます。

(主な取組み)

- ・ 障害者自立支援給付費事業
- ・ 地域生活支援事業
- ・ 地域活動支援センター委託事業
- ・ 障害者就労支援事業（農福連携）
- ・ 障害者お出かけパスの交付
- ・ ピアサポーターの確保、育成
- ・ 災害時要援護者支援制度の推進
- ・ 療育旅費助成
- ・ 障害者医療費助成



【障害者福祉施設 はまゆり学園】



4. 健康なまちづくりの推進

(現状と課題)

本町の平均寿命は県、国と比較して短く特に男性の早世が多い傾向にあります。

また、要介護2以上になるまでの平均自立期間も男女ともに県、国より短く、介護予防、疾病、障害の重度化予防の取組が必要です。国民健康保険加入者においては、脳卒中の医療費に占める割合が高く、高血圧、糖尿病、脂質異常等生活習慣病が背景にあるのではないかと考えられます。またメタボリックシンドローム該当率が高い、特定健診の受診率が伸び悩んでいる等が課題として挙げられます。幼少期においても3歳児健診におけるむし歯の有病率が高いことが課題となっています。感染症予防も含めた、幼少期からの健康習慣の獲得が重要です。

(計画目標)

- ・健康寿命の延伸

(令和2年 男性：77.5歳 女性：80.5歳)

※国保データベースシステム「平均自立期間」より

(施策の方向)

○ 切れ目ない健康づくり施策の推進

子どもから高齢者まで、すべての町民が希望や生きがいをもち、心豊かに健康で安心して暮らせるまちづくりを目指します。生活習慣病の予防には幼少期からの「栄養・運動・休養」における健康習慣の獲得が重要です。各ライフステージに応じた健康づくり施策を推進します。

○ 地域ぐるみの取組の推進

生活習慣病の予防や重症化予防、要介護状態の予防には個人の意識だけではなく、取り巻く周囲の環境が大きく影響します。生活の中で健康になれる

環境整備、保健・医療・福祉の連携による一体的な事業推進、地域ぐるみの支えあいの推進に取り組みます。

(主な取組み)

- ・特定健診・特定保健指導の実施
- ・健康増進事業（がん検診等）の実施
- ・重症化予防事業の実施
- ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
- ・食生活改善推進員・健康づくり推進・母子保健推進員による普及啓発
- ・感染症対策（予防接種を含む）
- ・乳幼児健診
- ・データヘルス計画の推進
- ・健康きかい21の推進



【新型コロナウイルスワクチン接種会場の様子】



【集落まぐみ一体操の様子】



5. 地域福祉の推進

(現状と課題)

少子高齢化や高齢者世帯の増加などに伴い、福祉分野を取り巻く環境は大きく変化し、町民の福祉に対するニーズは多様化、複雑化しています。

このような中、平成29年、社会福祉協議会が「喜界くらし・しごとサポートセンター」を開設して、さまざまな理由で生活に困りごとや不安を抱えている方に寄り添い、解決・自立に向けての相談支援を行っています。生活困窮者の相談支援件数は年々増加傾向にあり、このセンターが大きな役割を担っています。また、生活保護世帯の被保護率は、平成25年度をピークに減少しています。

地域福祉の担い手である民生委員児童委員は現在、本町に39人おり、住民個々の相談に応じ、その生活課題の解決にあたるとともに地域全体の福祉の増進のための活動にも取り組んでいます。今後、担い手の確保が課題です。

また、本町における自殺死亡率は全国と比較して高く、年平均3～4人が亡くなっているのが現状です。相談しやすい体制づくりやゲートキーパーの養成等人材育成が必要と考えられます。

(計画目標)

- ・生活困窮者支援の充実
- ・年間自殺者数 0人

(施策の方向)

○ 包括的な支援体制の整備

地域福祉活動の拠点である社会福祉協議会や関係機関と連携を図り、生活困窮者の生活や仕事の支援を図ります。

生活保護世帯やひとり親世帯に対して、実情に応じた適切な指導援助を行い、健康で文化的な最低限の生活確保のための、適切な運用を図ります。

○ 地域福祉人材の確保・育成

民生・児童委員会等の活動を積極的に支援し、人材の確保を努めます。

地域福祉人材の確保・育成のため、研修会等への参加を積極的に支援します。

(主な取組み)

- ・喜界くらし・しごとサポートセンターとの連携による生活困窮者支援
- ・ひとり親世帯の支援（手当・医療助成）
- ・母子寡婦支援（医療費助成）
- ・民生委員・児童委員活動支援
- ・ひきこもり支援
- ・自殺防止対策



【民生委員児童委員定例会の様子】



6. 医療体制の確保

(現状と課題)

現在本町の医療体制は、令和3年現在病院が1か所、診療所(月10日開所)が1か所、歯科診療所が3か所となっています。

病院では、内科・外科以外に多数の特別診療を実施しています。また精神科の巡回診療も行われており、入院の減少に繋がっています。平成28年12月からは奄美ドクターヘリが就航し、緊急時の医療に大きな役割を果たしています。夜間等ドクターヘリが運航できない場合は自衛隊、海上保安庁との連携で搬送を行っています。しかしながら、緊急時以外も疾患によっては島外への通院を余儀なくされることも多く、心身、経済両面の大きな負担になっています。

令和2年に実施された調査では「医療の充実」に対する満足度は低く、重要度は高いという結果が出ています。また、感染症拡大時の医療体制の維持・確保も課題です。健康なまちづくりを進めていく上で医療体制の確保は重要な課題であると言えます。

(計画目標)

- ・医療機関数2か所の維持

(施策の方向)

県が策定する地域医療構想に基づき、適切な医療提供体制が確保されるように取り組んでいきます。現在ある医療体制を維持しつつ、医療資源についての情報発信、相談対応の充実等を行い、町民の安心につながる体制づくりを進めていきます。また島外医療機関受診に係る旅費助成等についても検討していきます。

精神科診療・訪問看護・特別診療につ

いては、町民の心身及び経済的負担の軽減につながっており、実施医療機関との連携のもと継続していきます。

感染症拡大時の対応については、県(保健所)を中心に、医療機関、自衛隊、海上保安庁等との連携のもと、医療提供体制の確保に取り組みます。

(主な取組み)

- ・診療所の継続
- ・精神科病院との連携による精神科巡回診療・訪問看護の継続
- ・特別診療の継続(医師の旅費助成)
- ・医療体制の情報発信



【喜界町国民健康保険診療所】



第2節 安心・安全で美しいまちづくり

1. 防災対策・体制の強化

(現状と課題)

本町における災害リスクとして、近年、温暖化等により大型化・強力化する台風や豪雨による風水害・高潮災害と地震及び津波災害がありますが、多発する災害や関係各所からの情報提供により町民の防災意識は高まりつつあります。

令和2年9月の台風10号に係る避難では、1,000名近い方が避難されました。この時の避難では、避難者の役場周辺の避難所への集中、避難所運営の人員不足、備蓄物資の不足など防災体制における課題と分散避難の必要性が認識されることとなりました。

このような中、これまで、公助中心に行われてきた避難所運営を自助・共助も含めた体制へ変えていくことが重要と考えられます。

自助・共助の推進にあたっては、防災訓練の実施や自主防災組織の見直しによる機能強化が必要であり、分散避難を進めるには、早町小学校区に避難所が少ないため、避難所の機能強化及び指定などを進めていくことが不可欠となります。更には総合防災訓練を定期的実施し、町民の意識向上と不安解消に取り組む必要があります。

また、本町には空き家が多く、その中でも老朽化が激しい家屋は、台風等の災害時に崩壊した飛散物で、近隣の住家に危険を及ぼす可能性があり、対策が求められています。

(計画目標)

- ・防災訓練 自主防災組織ごとの訓練の実施
- ・避難所開設訓練等・重点的なテーマを明確にした訓練 年1回
- ・総合防災訓練 3年を目途に1回実施
- ・令和13年度までに早町小学校区の避難所の機能強化と指定
- ・令和13年度までに消防署の移転計画策定
- ・消防団員数充足率 95%以上
- ・空き家除却補助の実施 年間5件程度

(施策の方向)

防災リーダーの育成として女性にも積極的に参加してもらえよう推進するとともに、定期的な防災訓練を実施し、災害時における避難所の自主運営ができるよう体制を強化し、その活動を支えます。

情報伝達手段の一つである防災行政無線は、機器の劣化による操作卓及び中継局等の整備を行うとともに、戸別受信機の不具合や受信状況が悪い地域の解消に努めます。

消防防災の拠点である消防署については、対応力の強化を考慮し、広い敷地を確保できる高台への移転を計画します。

空き家対策協議会において、特定空き家の除却について検討を行い、町民が安心して生活を送れるよう、危険箇所の改善を図ります。

(主な取組み)

- ・防災リーダー養成講座への参加
- ・防災関連施設整備事業
- ・防災無線戸別の外付けアンテナの取付
- ・消防団の活性化
- ・住宅用火災警報器の維持管理の推進
- ・各種防災訓練の実施
- ・避難経路の明確化と周知



【防災備蓄倉庫】



2. 交通安全・防犯対策の強化

(現状と課題)

車社会といわれる今日、便利さを得た反面、死傷者を伴う交通事故が多く発生するようになりました。この悲惨な状況は本町も例外ではありません。

本町における交通事故の発生件数は、過去3年間の統計で見ると、平成30(2018)年に74件、令和元(2019)年に71件、令和2(2020)年に57件と毎年多くの事故が発生しています。

その中でも、高齢者が絡む事故が増加しており、平成23年は38%でありましたが、50%近くでこの5年間は推移して発生しています。

このようなことから、交通事故を減少させるため、さらなる交通安全意識の高揚や交通安全施設の整備を図る必要があります。

また、全国的に青少年がかかわる犯罪が多発していることから、本町においても引き続き関係機関・団体と連携し、青少年の健全な育成のための活動が重要になっています。

さらに、近年子どもや高齢者、あるいは消費者が被害者となる犯罪の増加が見られ、犯罪そのものがますます巧妙化しています。このような犯罪を防止するためには、警察や行政、関係機関の連携を図り、地域住民と一体となった取り組みをするほか、消費生活相談体制等の体制づくりの構築が求められています。

(計画目標)

- ・ 交通死亡事故は0の継続、交通事故は令和7年度までに年間40件以下
- ・ 見守り活動週間の設定(年3回)
- ・ 令和8年度までに専門的知識を有する方を委嘱するなど、消費生活相談に対応できる体制づくりの構築

(施策の方向)

喜界町交通安全計画(令和3年から令和7年)に基づき交通安全施設の整備、交通安全思想の普及活動等を実施します。

また、警察や交通安全関係機関と連携を図りその活動を支えます。

各種関係機関と連携し、見守り活動を定期的にも実施するほか、商業施設に対し防犯カメラ等を設置することを推奨し、地域の防犯対策の向上を図ります。

消費者等犯罪の被害者となった方の不安に寄り添える機会を提供するため、無料相談窓口を開設するなど安心して生活ができるような活動を継続するほか、被害者にならないように注意喚起など広報活動を図ります。

(主な取り組み)

- ・ 段階的かつ体系的な交通安全教育
- ・ 交通安全運動期間中の広報活動
- ・ 交通災害共済制度の加入促進
- ・ 交通安全施設等の整備促進
- ・ 危険個所の点検・情報収集
- ・ 関係団体と連携した地域防犯体制の強化
- ・ 窓口相談(オンライン相談)の拡充
- ・ 無料法律相談の継続実施



【交通安全教室】



3. 住みよい住環境の創出

(1) 公営住宅

(現状と課題)

少子高齢化、人口減少の進行などに伴い、公営住宅の在り方について見直しが必要不可欠となっています。また、本町管理の公営住宅は昭和30年代から50年代に建てられ、老朽化・旧耐震基準の住宅が約半数を占めています。加えて、管理棟数の多さから修繕に係る費用も年々増加しています。

このような中、公営住宅の集約・建替えを実施するにも、建設資材の高騰もあり、建設費も年々増加し、需要と供給のバランスが保てていないのが現状です。

現在、本町では平成23年度から湾宮戸住宅の建替え事業が進行中であり、現地建替の10棟50戸が令和4年度に完成する予定です。老朽化住宅からの移転計画を同時に進めており、非現地建替※1)としてコーラル団地に2棟10戸を令和5年度・6年度に建設予定としています。

上記計画が完了した後、赤連山水団地を建替える計画があります。この計画を完了させることで需要と供給のバランスを保つことが可能です。

今後、新規入居希望者にも対応できるように空き家改修も視野に入れ、公営住宅として提供することで公営住宅の長寿命化、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

また、防災の観点から老朽化住宅の解体事業の遅れが周辺住民の安心・安全な住まいづくりへの課題です。

(計画目標)

- 令和4年度湾宮戸団地計画完成予定
→10棟50戸(残2棟10戸)
- 令和6年度非現地団地計画完成予定
→2棟10戸
- 令和8年度赤連山水団地建替計画完成予定
→2棟12戸

(施策の方向)

公営住宅長寿命化計画を基に、移転計画を進め、老朽化住宅に居住している方にアンケートを実施、希望間取り等も見直し、ニーズに応じた住宅を整備します。

移転・建替計画を円滑に進めていくために、住宅整備係と管理係で連携して実施します。

低所得者以外に高齢者、障害者、子育て世帯が安心して暮らせる住まいの整備・管理に努めます。

(主な取組み)

- ・公営住宅等整備事業
- ・公営住宅等ストック総合改善事業
- ・公的賃貸住宅家賃低廉化事業
- ・住宅地区改良事業(空き家再生)
- ・公営住宅解体事業



【湾宮戸住宅完成予想図】



※1) 非現地建替：既存の建物があった用地と別の用地に建替えること。

(2) 上水道

(現状と課題)

本町の水道水は、水道法で定める基準を満たし、安全でおいしい水の供給に努めています。この水を継続して供給するには中長期的な視点に立った人材育成や事業の円滑かつ効率的な遂行のため、水道技術の継承・発展を目指した総合的な技術力の向上が求められています。

また、老朽化した施設や配水管は漏水の発生源となっているため、老朽管の更新に合わせ耐震管への計画的な布設替えが急務となります。

事業経営については、原則水道料金で運営(独立採算制)されていますが、経営状況は厳しさを増しています。その要因として、人口減少や少子高齢化に伴う水需要の落ち込みによる料金収入の減少や供給単価と給水単価の関係を見ると、料金回収率が30%台であることです。料金回収率100%を下回っている場合、給水にかかる費用が水道料金による収入以外に他の収入で賄われていることを意味します。

また、本町の水道料金は奄美群島内において最も安く設定されています。今後は、料金回収率の向上のため料金改定を行うことが必要不可欠です。

知識や技術を習得し、技術力強化への取り組みを行います。

水質検査の項目・精度・検査回数等について、今後も適切な水質管理を定期的実施することに努めます。

経年劣化が進んだ施設は、水需要の減少を考慮した適切な規模に改築・更新を行い、水道施設の再構築を進めます。

長期的な経営状況を予測した上で、水道施設の更新事業、水道料金の適正化等について検討し、健全な事業経営に努めます。

(主な取組み)

- ・老朽管・施設更新事業
- ・水道施設統合事業
- ・給水管切り替え事業
- ・中里・荒木水源地移転
- ・水道管・施設台帳管理の更新
- ・配水流量動向調査(漏水調査)
- ・各種研修会への参加



【西部浄水場】

(計画目標)

計画目標名	全体値	現状値(R3)	目標値(R13)
西部地区給水管	1,900件	1,300件	600件
老朽管・施設更新	4地区	0地区	4地区
施設統合	4地区	0地区	4地区
水源地移転	1式	0式	1式

(施策の方向)

職員の技術力向上において、各種研修会や現地視察等に積極的に参加し、専門的な



(3) 下水道

(現状と課題)

生活排水の適正な処理は、快適で魅力ある地域社会づくりのための大切な要件です。しかしながら、現在の公共下水道処理施設や農業集落排水処理施設は供用開始から15年以上経過し、老朽化問題が顕在化しつつあり計画的な修繕・改築が急務となっています。

また下水道経営の健全化には、公共下水道・農業集落排水地区の加入者増は、喫緊の課題です。

合併処理浄化槽についても生活排水処理施設として重要なインフラとなっていますが、未だ自然環境に影響を及ぼす単独処理浄化槽や汲み取り便槽が数多く残存しており、早急に合併処理浄化槽への転換を推進していく必要があります。

(計画目標)

		令和2年度実績	令和13年度目標
処理形態別人口	公共下水道	1,932 人(28.2%)	2,333 人(39.6%)
	農業集落排水施設等	541 人(7.8%)	641 人(10.9%)
	合併処理浄化槽等	738 人(10.8%)	891 人(15.1%)
	未処理人口	3,620 人(52.9%)	2,028 人(34.5%)
	合計	6,831 人	5,893 人
し尿・汚泥の量	汲み取りし尿量	1,242 キロリットル	829 キロリットル
	浄化槽汚泥	1,854 キロリットル	1,657 キロリットル
	合計	3,096 キロリットル	2,487 キロリットル

(施策の方向)

公共下水道処理施設、農業集落排水処理施設においては、本町の公共用水域の水質保全を図るため、長期的な事業効果を勘案した点検・調査並びに修繕・改築計画を策定し計画的に整備を図ります。

また、各事業により整備された地域の快適な生活環境を確保するため、未加入者に対し、積極的に加入促進を図るとともに、合併処理浄化槽の普及と適切な管理を推進していきます。

(主な取組み)

- ・ 公共下水道施設の老朽化対策
- ・ 農業集落排水施設の老朽化対策
- ・ 公共下水道・農業集落排水への接続促進
- ・ 合併処理浄化槽への転換の促進



【喜界水質浄化センター】



【志戸桶地区農業集落排水処理施設】



【合併処理浄化槽】



(4) 生活環境

(現状と課題)

①と畜場

と畜場の令和2年度における施設の利用状況は豚15頭、山羊121頭であり、現在も本町の食文化の重要施設として多くの町民に利用されています。本施設は昭和47年の建設から50年が経過したため、天井・壁の爆裂や、浄化設備の老朽化が著しく、安全上や衛生上の観点からも、施設の建て替えが求められています。自然環境に配慮した施設を整備することで、安心安全で衛生的な環境の中で利用するためにも早急な対策が必要です。

②火葬場

火葬場は年間100件程度利用されていますが、昭和56年の建設から41年が経過したため、焼却炉の設備の老朽化や施設内の壁や天井の腐食が進んでいることから、施設の修繕に毎年多くの経費を要しています。加えて障害者等に配慮した施設となっていないことから、多目的トイレの設置をはじめとしたバリアフリー化など、安全安心に利用できる施設を整備が必要です。

③墓地対策

人口の高齢化や墓地管理者の減少に伴い、今後の墓地管理について大きな課題があります。無縁化していく墓地や散骨・自然葬など新たな葬送の形への関心が高まっている中、遺骨の移転等による墓じまい後の墓石の撤去や処分方法、また納骨堂等の設置についても町民から大きな関心が寄せられていることから、今後の墓地管理に関する対策を構築する必要があります。

(計画目標)

- ・令和13年度までにと畜場の建て替え
- ・令和13年度までに斎場の建て替え
- ・令和13年度までに墓地管理体制の構築

(施策の方向)

と畜場においては、食文化継承の観点からも重要施設であることから、利用者の安全安心と食文化の保全維持のため、令和13年度までに施設の整備を図ります。

火葬場においても、すべての利用者が安全安心に利用できるよう、令和13年度までに施設の整備を図ります。

墓地対策については町民の意見を踏まえながら、町営納骨堂等の要望もあることから、本町の風土や慣習に適応した墓地管理体制を構築するために、継続して検討を行っていきます。

(主な取組み)

- ・安全で衛生的なと畜場の建て替え
- ・安全で快適な火葬場の建て替え
- ・納骨堂等検討委員会による意見収集



【喜界町と畜場】



(5) 地籍調査

(現状と課題)

土地は、町民の生活及び諸生産活動を展開するための共通の基盤であり、限りある資源でもあります。その土地利用に不可欠である地籍調査事業は平成7年度から着手し、令和2年度末現在の進捗率は50%と、着手から25年経過しているが、未だ総面積の半分の調査を終えた状況です。また、地籍調査の成果を法務局に送付する事務が一部遅延していることから、早急な対策が必要となっています。

地籍調査の推進は、土地の有効利用、公共事業の効率化、災害復旧の迅速化及び課税の適正化・公平化の観点からも重要な施策となっています。土地所有者の高齢化や不在地主の増加により、調査が困難になりつつある中ではありますが、土地所有者や相続人等の協力を得ながら、関係機関と連携し、全域完了に向けて強力に推進していく必要があります。

(計画目標)

計画目標名	全体値	現状値(R2)	目標値(R13)
地籍調査事業	56.82k m ²	28.52k m ²	45.45k m ²
進 捗 率	—	50%	80%
法務局送付率	—	86%	100%

(施策の方向)

調査体制を充実し、事前調査、相続人調査、一筆地調査、閲覧等の直営事業を強化しつつ、専門性の高い業者への外注を拡充することで、現地調査の進捗率の向上に努めます。また地籍調査の成果を不動産登記簿等に反映することが、土地利用や生活基盤の整備において最も重要であることから、法務局送付事務の遅延を解消するため、実施体制の強化と拡充を図ります。

(主な取組み)

- ・重要施策に位置付け、実施体制の拡充・強化
- ・外注による一筆地調査の拡充



【測量調査状況】



【一筆地調査（外注）の打合せ状況】



4. 資源循環型社会の創出

(1) ごみ処理対策

(現状と課題)

① ごみの分別

ごみ処理問題は世界で取り組むべき課題として、取組が強化されています。本町においても分別、資源化、減量化について町民の協力の元で推進しているところですが、ごみの処分量が減少していないのが現状です。また、プラスチック製品の処理方法が問題視されていることから、今後は温室効果ガス排出量の削減や、建設予定の一般廃棄物最終処分場の延命化の観点からも、更なる分別強化に取り組むことが求められています。

② 一般廃棄物最終処分場

これまで本町ではクリーンセンターから排出される焼却灰を島外へ搬出してきましたが、一般廃棄物は市町村の責任において処理を行わなければならないと規定されています。これまで一般廃棄物最終処分場の整備に向けて集落説明会や用地交渉等を行い、令和4年度から一般廃棄物最終処分場の建設に着手、令和6年度から供用開始の予定となっています。計画では令和21年度に満杯となる見込みですが、ごみの減量化や再資源化への取り組みが施設の延命化に必要不可欠です。

③ ごみ処理施設

粗大ごみ置き場は不適切なごみ処理施設と指定されたため、令和3年度から持ち込みを停止し、クリーンセンター敷地内で粗大ごみの処理を行っていますが、持ち込まれる量が減少しないことと、大型家庭ごみ等の解体に時間を要することから、新たな対策が必要となっています。

(計画目標)

- ・適正な分別により再利用・再資源化推進し、燃えるごみの量を3割削減
- ・最終処分場の延命化
- ・令和13年度までに大型家庭ごみの処理設備の整備

(施策の方向)

まず本町のごみ問題を町民一体となって認識し、「3R（排出抑制、再利用、再資源化）」を強力に推進して行く必要があります。そのため、ごみ分別の細分化に取り組む、生ごみについては減量化への取り組みとして堆肥化を取り入れるため、生ごみ処理機購入の助成額を増額するなど、あらゆる対策を講じて、ごみの排出を抑制し、最終処分場の延命化を図るための施策を講じます。

また大型家庭ごみの持ち込みについても各自で解体分別に最大限の協力を得ながら、破壊機の導入など処理能力の向上を計画的に進めます。

最終処分場や中間処理施設の整備に伴い、本町における循環型社会を強力に推進してまいります。

(主な取組み)

- ・3Rの啓発推進
- ・プラスチックごみの分別
- ・生ごみ処理機購入費助成事業の拡充
- ・大型家庭ごみの解体・分別のための作業員の増加及び破壊機の導入
- ・中間処理施設（ストックヤード）整備



(2) エネルギー資源の活用

(現状と課題)

①新エネルギー

地球規模で環境破壊が懸念されている中、世界的に化石燃料や原子力資源に変わる新しいエネルギーの活用が注目されています。本町では、過去に風力発電や太陽光発電等を取り入れた経緯がありますが、風力発電においては台風で風車が破壊され、太陽光発電設備においては、塩害による被害を受けるなど、自然エネルギーの活用については多くの課題があります。国の具体的なエネルギー政策等が示されていない中ですが、本町の環境に合った新エネルギーについて検討していくことが必要です。

②自然保護

本町の海岸線は国立公園に指定されており、本町特有の草花や希少植物が自生するなど、自然豊かな環境があります。しかし一部に心ない方による不法投棄が散見され、景観等に悪影響を及ぼしている状況です。令和3年に奄美大島と徳之島が世界自然遺産に登録されるなど、奄美群島が世界に誇る自然を町民一人ひとりが大切にし、後世に引き継ぐ責任を自覚し、ごみの不法投棄を無くすことに町民一体となって取り組まなければなりません。

③海岸漂着物

本町は台風の常襲地帯に位置することから、台風通過後は海岸線に大量の漂着物が打ち上げられ、景観を損ねているため、平成25年度から海岸漂着物地域対策推進事業を実施しています。また多くの町民がボランティアで回収作業にあたっているものの、回収した漂着物の種類は漁業用ブイ、ペットボトル、発泡スチロール、流木が主で、その量の多さに処理が追いついていない状況です。

(計画目標)

- ・本町に適応した新エネルギー施策の推進
- ・不法投棄ゼロに向けた対策の強化
- ・海岸漂着物の計画的な処理体制の構築

(施策の方向)

新エネルギーの活用については、本町に合ったエネルギーを検証しながら、脱炭素社会を見据え、新エネルギーへの転換に対応するよう国のエネルギー政策を十分に活用しながら自然エネルギーも含めた新たなエネルギー施策を進めていきます。

自然景観に悪影響を及ぼしてしまう不法投棄については、町民一人ひとりの意識が大切であることから、広報等による啓発活動の拡充、所有地のこまめな草刈り等の奨励、不審者の通報等への協力を求めながら、定期的に巡回パトロールを強化するなど、関係機関と連携して「不法投棄ゼロ」を目指します。

また、海岸線に打ち上げられる海岸漂着物においても、景観を損なうことから、海岸漂着物回収事業を積極的に取り入れ、自然との共存を積極的に進めていきます。また漂着物の処理についても、再資源化を含めた適正処理を計画的に進めてまいります。

(主な取組み)

- ・新エネルギー普及活動の推進
- ・公用車の低燃費・低公害車の導入
- ・合同巡回パトロールの強化
- ・不法投棄撲滅の啓発活動の拡充
- ・海岸漂着物回収支援事業
- ・ボランティア活動の支援



5. 交通体系の整備

(1) 公共交通

(現状と課題)

外海離島である本町においては、本土からの距離が遠いため町民生活の安定を図るうえで航路・航空路は極めて重要な役割を果たしています。

航路は現在、2隻のフェリーにより週5便体制が確保されており、町民の足として、また物資の輸送において欠かすことができません。

航空便は現在、奄美・喜界間に1日2便、鹿児島・喜界間に1日2便が就航し、町民の生活路線として利用されています。

路線バスについては高齢者や障害者など交通弱者にとって、なくてはならないものです。

人口減少が進むなかではありますが、航路はフェリーの2隻体制の維持、航空路は現在の便数を維持することにより町民生活の安定を図ることが必要です。そのために現在行われている航路・航空路の運賃軽減を引き続き実施し、利用者数を維持させ便数の確保を図ります。

路線バスは地域公共交通会議を開催し、地域のニーズに応じた路線バス運行や奄美大島の世界自然遺産登録により増加する観光客にも対応した体制の導入などについて検討する必要があります。



【喜界バス】



【フェリーあまみ】

(計画目標)

- 航路 2隻体制の維持
- 航空路 現在の便数の維持
- 路線バス 新たな運行体制の導入

(施策の方向)

航路は新船の建造に向けて基金の積み立てを行うとともに更なる利便性向上のため土日運航の実現可能性を調査します

航空路は便数の維持に加え、奄美空港をハブ空港とし都市部への乗継の円滑化を図ります。

バスの運行については地域公共交通会議において関係機関より専門的知見を頂きながら、喜界島にあったバスの運行体制を検討していきます。

(主な取組み)

- ・鹿児島・喜界・知名航路運営負担金
- ・航路・航空路運賃軽減事業負担金
- ・地方公共特別対策事業（バス事業補助）
- ・地域公共交通会議の開催



(2) 道路

(現状と課題)

人口減少が著しい本町ですが、道路整備の必要性や通学路の交通安全に対する関心は高まっています。高齢者の電動カーの利用増加による集落内道路の舗装化や緊急車両（救急車・消防車）が進入できない狭い道路の対策、排水施設のない道路など計画的に整備することが求められています。また、通学路の交通安全については、「通学路交通安全プログラム」を基に安全対策を実施していますが、集落内を通る通学路は幅員が狭い路線が多く、歩道等の設置が困難な箇所の対策が課題となっています。

多くの町道が経年劣化（老朽化）に伴い、道路表面に凹凸が散見され、歩行者や車両などの交通に支障をきたしており早急な整備が求められています。また、路肩の雑草処理費用が年々増加しているため、交差点部の路肩に張りコンクリートを求める声が町政懇談会でもあがりました。

橋梁についても老朽化が見られる箇所があり、安全な通行確保のために早急に補修・改修をする必要があります。

(計画目標)

計画目標名	全体値	現状値(R3)	目標値(R13)
道路改良事業	2,700m	0m	800m
路面補修事業	9,730m	750m	3,000m
交通安全対策	1,000m	0m	1,000m
集落道水路	10箇所	0箇所	10箇所
橋梁補修	2橋	0橋	2橋

(施策の方向)

町道については、地域住民の生活道路であることから、安全安心の生活環境を確保するための維持管理に努めます。

県道については、今後も県喜界事務所と協力し、狭幅箇所などの解消に努めます。

改良・舗装に関しては事業効果を勘案した優先順位を決め、中・長期的な視点で計画的に整備を図ります。

通学路の安全対策については、学校関係者や警察等と連携を図り、歩道の設置や路面のカラー化を検討・実施していきます。

橋梁については、長寿命化修繕計画に基づいて、効率的な維持補修及び修繕を順次実施していきます。

(主な取組み)

- ・前満盛線改良事業
- ・池治湾頭原線改良事業
- ・(仮称)スギラ線改良事業
- ・道路補修（交付金）事業
- ・通学路の交通安全対策事業
- ・集落内道水路整備の促進
- ・区画線の設置
- ・橋梁施設の補修



【早町小学校線 上:改良前 下:改良後】



(3) 港湾・漁港

(現状と課題)

港は、生活物資の安定供給や交通手段の確保を支える重要な役割を果たしています。

湾港は定期船寄港として、県管理のもとに整備が進められていますが、冬期風浪等により接岸できないことがあることから、港内静穏度向上※1) のため防波堤(沖)の早期整備が求められています。

町管理港である喜界島港は、5地区あり4地区が整備済みです。残り1港の浦原地区についても、港湾機能の充実を図るため引き続き整備が必要です。

漁港については、町管理港は2港あり、既存施設の延命化のための事業計画を立てる必要があります。

しかしながら、人口減少や後継者不足に伴い施設の利用率の低下は顕著であり全ての港湾・漁港施設を今後も維持していくことは困難になることが予想されます。

将来を見据えて施設の長寿命化計画を立て整備について方向性をきめていく必要があります。

(計画目標)

計画名	内容	現状進捗率(R3)	完了時期
喜界島港 (浦原地区) 整備事業 (継続事業)	防波堤(沖) 航路・泊地整備	80%	令和6年度 完了予定
港湾統合 整備 (新規事業)	港湾施設 維持管理 ・改修	0%	令和20年度 完了予定
漁湾長寿命 化計画 (新規計画)	小野津漁港 長寿命化 計画	0%	令和6年度 完了予定

(施策の方向)

今後も、漁業活動及び緊急時の避難港としての役割を果たせるように整備します。

港の機能、利用状況、施設の老朽化状況を把握し実際の施設利用に無理が生じない範囲での再編を検討していきます。

公共事業の財政事情は増々厳しくなることが予測されますが、港湾・漁港施設の予算確保のため引き続き、国・県へ要望活動を行います。

(主な取組み)

- ・利用度の低下した施設の維持管理調査
- ・安心・安全で維持管理についても経済的な港づくり
- ・具体的な取組計画・共有する場を設置
- ・社会資本整備総合交付金事業喜界島港(浦原地区)
- ・港湾統合補助事業(喜界島港施設改修)
- ・長寿命化計画策定



【喜界島港(浦原地区)】



※1) 静穏度向上とは・・・外洋の波を防波堤等で防ぐことにより船舶の停泊、係留等を安全に行うことができるようにすることです。

第3節 賑わいのある活気あふれる島づくり

1. 農業の振興

(現状と課題)

本町の農業は、平成4年から15年まで国営土地改良事業を導入し、地下ダムの造成及びかんがい施設を整備し、水を利用した農業への大変換を図りました。その結果、サトウキビの増収及び収量の安定・確保に加えて高収益作物の導入が促進されています。しかし、一部の農地では、農業用水施設が未整備であるため、農業経営に支障をきたしており、更に既存施設の維持管理にも多大な費用と労力を要しています。

また、農家戸数、農業就業人口の減少・農業者の高齢化、農地の流動化や労働力の不足などの課題がある中で、本町では、10年後を見据えた農地の利用及び中心経営体への集積等における話し合いを重ね、令和2年度に実質化された人・農地プランを作成していますが、農業の持続的な展開を図るためには、担い手対策や効率的かつ安定的な農業経営を確立していくことが必要であります。

(計画目標)

	R8	R13
農業生産額(億円)	35.4	38.6

*作物別年度計画目標については45～47P参照

(施策の方向)

新たに第2地下ダム、揚水機場等を整備し、農業生産基盤の整備を計画しています。このことにより、サトウキビの生産安定を基本として、自給飼料給与体系の確立等による肉用牛の計画増頭、高収益作物の導入やICT農業の活用及び6次産業化に取り組み、安定した農業経営を目指します。

新規就農者参入をサポートするため、営農支援センターを中心に研修を実施し、栽

培技術や農地の集約化等の指導を行います。

本町の限られた農地面積の中で、反収向上及び持続的生産の地力確保としての土づくりを推進するために、堆肥センターを整備します。

さらに、貴重な水資源の保全に配慮し、減農薬栽培技術体系等の導入による環境保全型農業を推進します。

また、担い手対策として、今後も旧小学校校区別に実質化された人・農地プランでの話し合い活動を重ね、進捗確認を行いながら、若手中心経営体の育成、農地の品目毎の集約化、遊休農地解消対策、農地バンクの積極的な活用などを推進していきます。

近年、シカ・カラス等の農作物被害が多く見られることから、引き続き鳥獣害防止対策を強化していきます。

(主な取組み)

- ・国営かんがい排水事業
- ・畑地帯総合整備事業
- ・農業次世代人材投資事業
- ・農業後継者育成事業
- ・農地中間管理事業
- ・遊休農地解消対策事業
- ・鳥獣防止対策実践事業
- ・人・農地プランに係る話し合い活動
- ・機構集積協力金交付事業



(1) サトウキビの振興

(現状と課題)

本町においては、ほ場整備が進み、地下ダムの活用による畑地かんがい施設の整備が進んでいます。基幹作物であるサトウキビでは、計画的なかん水と栽培管理を徹底し、収穫面積を維持しつつ単収向上により、製糖工場の安定操業に必要な収穫量を確保することが重要となっています。

そのため、関係機関の緊密な連携のもとに啓発活動や指導活動に取り組み、適期肥培管理や土づくりの励行など、安定生産に対する生産者の意識の高揚を図っているところであります。

(計画目標)

	R8	R13
収穫面積 (ha)	1,350	1,350
収穫量 (t)	82,800	82,800
生産額 (千円)	1,821,517	1,821,517

*各年度計画目標については45P参照

(施策の方向)

収穫面積を維持しつつ単収向上を図り、安定した生産量を確保するため、経営基盤と生産基盤の強化、技術対策に重点的に取り組みます。病虫害一斉防除及び適期植付・管理の推進、機械化一貫体系で行える作業体制の整備、堆肥や緑肥を活用した土づくりの推進、生産技術の向上を図りサトウキビ増産に向けて取り組みます。

また、生産農家の高齢化等に対処するため、農地集積・集約化による経営規模拡大をすすめ、大規模経営体及び受託組織などを育成・拡充し、地域の担い手となり省力的な機械化一貫体系による効率的な生産構造を確立します。



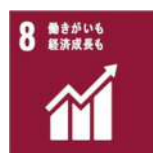
【ハーベスター採苗とビレットプランターによる植付】



【省力化等に有効な植付作業風景】

(主な取組み)

- ・大規模経営体や農作業受託組織等担い手の育成
- ・農業共済制度への加入促進
- ・機械化一貫体系の普及・確立
- ・地力の増進
- ・病虫害防除対策及び雑草防除対策の推進
- ・優良品種の育成・普及



(2) ゴマの振興

(現状と課題)

ゴマは、梅雨や台風といった気象条件により生産量が左右される不安定な品目ですが、夏場の貴重な収益作物であり、生産量拡大を目指す必要があります。一方、輪作体系の一つであること、収穫後の作業が多いことから他の作物の生産に悪影響を及ぼさないようにすることが重要となっております。

喜界島のゴマは、他品種と交配されず生産者が自ら種を残し、100年以上栽培されてきた在来種であり、島の宝であります。

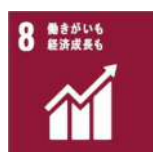
また、海外産が99%のシェアを占める市場において、生産量が日本一であり、貴重な国産の産地としても重要視されています。

しかし、生産者組織がないため、生産者によって栽培方法や品質にバラツキがあり、今後は日本一のブランドが失われる可能性があります。

(計画目標)

	R8	R13
収穫面積 (ha)	150	150
収穫量 (t)	75	90
生産額 (千円)	240,000	288,000

*各年度計画目標については45P参照



(施策の方向)

ゴマ機械購入費助成事業を活用し、面積・生産量の維持確保並びに労力軽減を図ります。

栽培方法・品質の統一化を図るために、栽培暦の作成、各種研修会を開催し、生産者組織設立につなげていきます。

さらに、喜界島産白ゴマのブランド化を目指し、GI（地理的表示保護制度）取得に向けた取り組みを進めていきます。

(主な取り組み)

- ・栽培講習会の実施
- ・ゴマ機械購入費助成事業
- ・生産者の組織化
- ・GI（地理的表示保護制度）取得



【栽培講習会風景】



【栽培風景】

(3) 畜産の振興

(現状と課題)

本町の肉用牛生産については、飼養戸数が減少傾向にあるが、飼養規模（飼養頭数・出荷頭数・自給飼料生産）は増加しています。今後も飼養規模の拡大を図り、一層のコスト低減に努めることが重要となっております。

特に繁殖牛の飼養管理については、生産効率を求め、受胎率の向上や分娩間隔の短縮、計画交配や繁殖牛の保留・導入による改良が課題となっております。

また、飼料生産の効率化・作業の省力化を図りながら、栽培管理技術の向上による安定した飼料給与体系を確立し、適期での収穫・草地の更新が重要となっております。

さらに、肉用牛農家の環境問題や感染症対策など今後の課題に配慮し、適切な管理体制を確立する必要があります。

(計画目標)

	R8	R13
飼養頭数	2,765	2,914
繁殖雌牛	1,825	1,923
販売頭数	1,420	1,500
生産額(千円)	852,000	900,000
草地面積(ha)	305	330

*各年度計画目標については45P参照

(施策の方向)

飼養規模・増頭の拡大を促進するために、関係機関等と協力しながら優良雌牛の保留・導入を推進すると共に、生産効率を求め、受胎率向上や分娩間隔の短縮を図ります。

また、規模拡大に伴い自給飼料の増産や各作業時間の確保が課題となることから、機械化体系を構築し作業の効率化を図りながら飼養管理時間の確保に努めます。

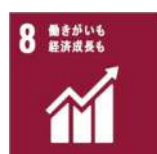
さらに、畜産農家戸数維持のため新規就農者や後継者育成など世代交代のための支援を継続して行います。

(主な取組み)

- ・畜産基盤再編総合整備事業
- ・畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）
- ・肉用牛増頭促進事業
- ・生産基盤拡大加速化事業
- ・自給飼料増産対策事業
- ・新規畜産農家簡易牛舎設置事業
- ・新規畜産農家肉用牛購入事業



【喜界町畜産共進会風景】



(4) 園芸の振興（野菜）

(現状と課題)

本町は、主にカボチャ・ブロッコリー等の露地作物、トマト等の施設作物が栽培されています。温暖な気候を活かし、競合産地の少ない時期に出荷できるということで、安定した収益性の高い園芸栽培が増えており、特に、カボチャ・トマトにおいては、生産量が県内でも上位に位置する産地となっています。

今後も、地域条件や輪作体系・市場性を踏まえた品目選定と、畑かん営農による安定生産を目指した栽培方法を実証し、積極的に普及して特色のある園芸産地をつくるのが重要です。

(計画目標)

カボチャ

	R8	R13
収穫面積(ha)	68	83
収穫量(t)	816	996
生産額(千円)	244,800	298,800

ブロッコリー

	R8	R13
収穫面積(ha)	34	44
収穫量(t)	283	367
生産額(千円)	42,450	55,000

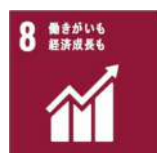
トウガラシ

	R8	R13
収穫面積(ha)	7.5	10
収穫量(t)	60	80
生産額(千円)	30,000	40,000

トマト

	R8	R13
収穫面積(ha)	5.8	7.3
収穫量(t)	435	730
生産額(千円)	121,800	204,400

*各年度計画目標については45～46P参照



(施策の方向)

品質向上及び反収向上を課題に関係機関の連携を図り、検討会の実施を行い更なる園芸発展に努めてまいります。

地域園芸活性化事業を活用し、新規栽培者の確保及び既存農家の栽培面積拡大を図ります。

輸送コスト事業を活用し、生産者の輸送負担軽減を図り、更なる生産拡大を目指します。

園芸座談会や各品目講習会を開催し、新規栽培者の確保及び指導を行います。

(主な取組み)

- ・園芸座談会の開催
- ・栽培講習会の実施
- ・地域園芸活性化事業
- ・農産物輸送コスト支援事業



【栽培講習会風景】



【栽培風景】

(5) 園芸の振興（果樹）

(現状と課題)

本町で栽培される果樹類は、亜熱帯果樹類の施設果樹とかんきつ類の露地果樹があります。施設果樹類では、温暖な気候を活かし無加温で栽培することで他産地よりも低コストで品質の良い果実が生産できます。また、露地果樹類では機能性成分や独特の香気成分が明らかになり島内外で需要が高まっています。どちらも喜界島特有の風土が生み出す味・香りが高く評価されています。

しかし、施設果樹類では台風による施設被害だけでなく、船舶の欠航で生産物を出荷できない二次的被害も発生しております。露地果樹類ではゴマダラカミキリムシによりかんきつ樹が食害され、ひどい場合は枯死する被害が発生しております。

(計画目標)

マンゴー（施設果樹類）

	R8	R13
収穫面積 (ha)	9	9.6
収穫量 (t)	50	60
生産額 (千円)	100,000	120,000

パッションフルーツ（施設果樹類）

	R8	R13
収穫面積 (ha)	2	3
収穫量 (t)	24	40
生産額 (千円)	24,000	40,000

タンカン（露地果樹類）

	R8	R13
収穫面積 (ha)	27	32
収穫量 (t)	40	80
生産額 (千円)	16,000	32,000

在来カンキツ類（露地果樹類）

	R8	R13
収穫面積 (ha)	9	11.5
収穫量 (t)	12	22
生産額 (千円)	7,200	13,200

*各年度計画目標については 47P 参照

(施策の方向)

今後は、面積拡大や安定生産はもちろんのこと、農家が安心して農作物を栽培できる環境整備や付加価値の高い農業生産を推進します。

地域園芸活性化事業を活用し、防風対策やハウス建設など栽培環境整備を図ります。

果樹経営支援対策事業を活用し、園地整備や面積拡大、新規担い手農家が果樹栽培に取り組みやすいよう支援します。

園芸座談会や各品目の講習会を開催し、基本技術の習得並びに新技術の確立を図り、栽培技術の向上及び安定生産を目指します。

(主な取組み)

- ・ カミキリムシの一斉防除
- ・ 栽培講習会の実施
- ・ 地域園芸活性化事業
- ・ 農業創出緊急支援事業
- ・ 果樹経営支援対策事業



【タンカン栽培風景】



2. 林業の振興

(現状と課題)

本町の森林面積は 889ha で、総面積 5,697ha の 15.6% を占めており、国有林はなく、全て民有林となっています。これらの森林は、水源かん養林等として重要な役割を果たしているものの、木材生産等の森林における経済活動が行われていないことから、森林整備への意欲が減退してきており、森林の有する多面的な機能の発揮の低下が懸念されています。

そのような中、森林には二酸化炭素の吸収をはじめとする地球温暖化防止機能や国土の保全、水源の涵養等の機能を発揮していくことが求められています。

そのため、公益的機能の発揮のために森林施業の集約化と共同化を図りながら適切な森林整備を推進していくとともに、海岸地域においては潮害や風害等を緩和するために、郷土樹種による海岸防災林の造成を推進することで、地域ぐるみの森林整備を行う必要があります。

(計画目標)

- ・ 水源涵養林の機能強化
- ・ 山地災害防止機能・土壌保全機能強化
- ・ 防風・防潮等に重要な海岸林等の保全機能強化



(施策の方向)

(1) 水源涵養機能

良質な水の安定供給や確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ります。また、地下ダム等の利水施設上流部において、水源涵養の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定及びその適切な管理を推進します。



【水源涵養機能風景】

(2) 山地災害防止機能・土壌保全機能

地形、地質等の条件を考慮した上で、林地の裸地化の縮小並びに回避を図る施業を推進します。また、集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう保安林指定やその適切な管理を推進し、溪岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の整備を図ります。



【山地災害防止機能・土壌保全機能風景】

(3) 快適環境形成機能

地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進します。また、快適な環境保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全、整備を図ります。



【快適環境形成機能風景】

(4) 保健・レクリエーション機能

町民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件及び村民のニーズ等に応じた広葉樹の導入を図るなど多様な森林整備を推進します。また、保健のための保安林の指定及びその適切な管理を推進します。



【保健・レクリエーション機能風景】

(5) 文化機能

美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進します。また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進します。



【文化機能風景】

(主な取組み)

- ・ 里山林総合対策事業
- ・ 森林環境税事業
- ・ 森林環境譲与税
- ・ 未来につなぐ森林づくり
- ・ 緑の募金関係事業
- ・ 治山事業
- ・ 海岸防災林事業
- ・ 下刈り・保育事業
- ・ 保安林指定
- ・ 水源涵養林管理

3. 水産業の振興

(現状と課題)

本町は、一島一漁協（喜界島漁協）、西方には黒潮の本流があり、珊瑚礁に囲まれた漁場形成に大きな影響を与えるとともに、近海には天然礁が散在しています。沿岸ではカツオ、サワラ、アジ類等の浮魚、ムツ、ハマダイ、アオダイ等の瀬物類、イセエビ等が漁獲され、その漁業種類は一本釣、ソデイカ旗流し等の釣漁業、潜水器漁業であります。また、陸上ではクルマエビ等の養殖が営まれています。

しかしながら、漁業就業者の年齢構成は60歳以上が半数近くを占め高齢化が加速しているため、後継者ならびに新規漁業者の確保が必要不可欠であり、漁協等の施設老朽化による施設維持管理も課題を抱えています。

(計画目標)

- ・ 漁業世帯数ならびに水揚量の維持

(施策の方向)

漁獲量や漁業者の減少、離島としての条件不利性がある中、水産資源の維持増大や漁獲物の高鮮度化や加工品開発による付加価値向上、魚食普及等、漁業所得の向上につながる取り組みを行うとともに漁協施設等の維持について検討を行います。

また離島漁業活性化事業により稚魚の放流やイカシバの投入などをおこない海洋資源の回復にも努めます。



【先輩漁師からの仕掛け作り指導】

(主な取組み)

- ・ 島内での魚食普及
- ・ 新たな時代を担う組織と人づくり
- ・ 漁場の拡大と環境保全
- ・ 漁業経営の安定と育成支援
- ・ 漁協施設等の整備

(活用事業名)

- ・ 離島漁業再生支援事業
- ・ 水産業活性化事業
- ・ 新規漁業就業者確保事業
- ・ 農産物等輸送コスト支援事業
- ・ 漁協運営補助金 他



【魚・クルマエビのつかみ取り：お魚まつり】



4. 商工業の振興

(現状と課題)

長引く景気低迷や多様化する商工業環境の変化ならびにコロナウィルス感染症拡大の影響のなかで、地域経済の自立的な発展や時代の変化に的確に対応できる活力ある商工業の振興ならびに商工業経営基盤の強化を図るため、商工会との連携・協力や組織化が必要不可欠であります。

(計画目標)

- ・商工会 会員数の増加

(施策の方向)

仕事の創出として、若い世代が安心して働ける場の創出をするため、企業誘致や積極的に夢にチャレンジできるように創業、起業活性化等による就業機会創出への取組ならびに商店街の空き店舗等を活用し、住民が新たなサービス業等を起こすことを支援していくとともに地域に密着した地場産業を育成します。

今後、人と人とのつながりを大切に、にぎやかで交流あるまちづくりの推進や組織強化を図り基盤強化を図ります。

(主な取組み)

- ・商工業経営基盤の強化や商工会への加入促進ならびに町内事業所との連携強化支援
- ・賑わいのある商店街対策として、商工会青年部ならびに商店街（よろこび通り会等）との連携支援
- ・利子補給制度の周知優遇策のPR
- ・新規起業者ならびに企業誘致等支援（活用事業名）
- ・商工会運営補助金
- ・商工振興資金利子補給事業
- ・商工会等イベント支援事業
- ・新規起業者支援事業 他



【歩行者天国】



【商工会青年部と農業青年クラブのハロウィンイベント】



5 観光の振興

(現状と課題)

今もなお隆起しつつけるサンゴ礁の島、そして、手つかずのまま残る美しい自然など、喜界島そのものがミュージアムです。そのため、既存観光資源を最大限に活かし、文化・歴史・地域産業などに重点をおいたツーリズムの展開や併せて先人から引き継がれた「喜界島」に自らが誇りを持ち、“愛される島”“心を癒す島”を目指し、地域の特性が感じられる観光地の推進が必要不可欠であります。

(計画目標)

- ・入込客数 66,000人
(過去5カ年間の平均入込客数から20%増)

(施策の方向)

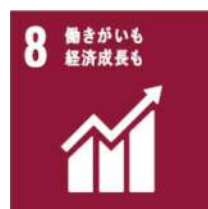
観光振興計画を基本とした、本町ならではの特色のある地域資源を活用したアカデミックな観光や農業など一次産業と地域の食をつなぐ観光の文脈づくりを基に自然資源の保全・活用と歴史や文化、景観を活かした広域的なエコツーリズム、さらに地域住民が島の魅力を伝える仕組みづくりと人材育成を図りながら地域の気候・風土・文化を継承するオンリーワナなまちづくりを促進し、交流人口の増加を図ります。



【サンゴの石垣：阿伝集落】

(主な取組み)

- ・奄美群島国立公園内の自然の風景やサンゴの石垣など文化的景観の利用促進
- ・喜界島サンゴ礁科学研究所と連携したジオパークの認定への取組
- ・喜界島の食の魅力向上のための取組
- ・農業、漁業を中心としたストーリー性の高い観光方策の検討
- ・農家民泊や農業体験の受入体制の整備
- ・広域的な連携によるエコツーリズムの推進
- ・自然資源の保護保全と適切な観光利用の推進
- ・サイクリングコースの選定やコースの整備
- ・集落景観や農業景観など喜界島の特色ある景観の維持と活用
- ・歴史的、文化的資源の維持継承と観光活用による活性化の推進
- ・集落めぐりの推進による島全体の魅力向上
- ・ガイド組織（よんよ〜りなど）の育成支援と住民への意識啓発
- ・観光動向の把握と観光推進のための連携体制の構築
- ・効果的な誘客方法の検討とプロモーションの実施
- ・多様な媒体を活用した情報発信や島内環境整備
- ・クルーズ船寄港の積極的な受入取組の推進並びに体制整備
- ・交通アクセスの利便性と快適性の向上
- ・空港臨海公園等の観光スポットの改修整備



8 働きがいも
経済成長も



11 住み続けられる
まちづくりを

6 特産品の開発・推進

(現状と課題)

農産物加工センターが平成 18 年度より開所し、加工事業者・一般町民を問わず施設利用者が増加、地域の宝である「白ゴマ」、「柑橘類」、「そら豆」を活用した加工品が開発され、近年は多くの加工品が作られています。しかし、施設・機器の老朽化や施設利用者が多く、施設の予約が取れない状況であるため、分散化が必要であります。

(計画目標)

- ・島内農産物活用加工品数の増

(施策の方向)

先祖から受け継がれた本町の宝である白ゴマ、柑橘類、そら豆などの農産物を活用した加工品の開発・販路開拓の支援を行い、喜界島オンリーワンとしてブランド化を図ります。

(主な取組み)

- ・農産物加工センターの老朽化ならびに利用対策
- ・簡易加工施設（事業者）事業化検討
- ・喜界島観光物産協会や商工会との連携による販売促進
- ・ふるさと納税返礼品への推進



【島みかん加工品研修会：加工センター】

7 移住・定住の促進

(現状と課題)

少子高齢化により、本町を含めた地方人口が急速に減少している中、国の施策ならびにコロナウィルス感染症拡大やそれに伴うテレワークの普及等を受け、地方移住に対する関心が高まっています。本町への移住・定住を促進するため、国や県、関係団体等の情報サイトと連携して移住希望者への情報発信や移住相談会への参加、空き家バンクの設置を行っています。

しかしながら、本土と違い不動産事業者も少なく、また空き家バンク登録件数についても需要に対して供給が不足している状況であります。

(計画目標)

- ・移住・定住者数 50 人

(施策の方向)

移住コーディネーターを専属で雇用を行い、積極的な受入体制を構築する。また、空き家バンクへの登録や移住者受入などの理解を図るため、広報誌等での周知を町民や島外出身者へ図り、人口増加の一因へ寄与する。

(主な取組み)

- ・移住コーディネーターの雇用活用
- ・移住相談会参加、開催
- ・移住体験ツアーの開催
- ・ホームページや広報誌への掲載
- ・島外活動の協力体制の構築（郷友会との連携）
- ・空き家改修事業
- ・集落（地域）との連携協力
- ・農業、漁業等の連携（職）
- ・事業者との連携協力（職）
- ・コワーキングスペースの整備



作物別年度計画目標 (R2実績も含む)

実績

計画

サトウキビ

	R2
収穫面積(ha)	1,380
収穫量(t)	64,749
生産額(千円)	1,458,453

	R4	R5	R6	R7	R8
収穫面積(ha)	1,350	1,350	1,350	1,350	1,350
収穫量(t)	82,100	82,400	82,600	82,800	82,800
生産額(千円)	1,806,117	1,812,717	1,817,117	1,821,517	1,821,517
	R9	R10	R11	R12	R13
収穫面積(ha)	1,350	1,350	1,350	1,350	1,350
収穫量(t)	82,800	82,800	82,800	82,800	82,800
生産額(千円)	1,821,517	1,821,517	1,821,517	1,821,517	1,821,517

ゴマ

	R2
収穫面積(ha)	120
収穫量(t)	15
生産額(千円)	48,000

	R4	R5	R6	R7	R8
収穫面積(ha)	150	150	150	150	150
収穫量(t)	45	45	60	60	75
生産額(千円)	144,000	144,000	192,000	192,000	240,000
	R9	R10	R11	R12	R13
収穫面積(ha)	150	150	150	150	150
収穫量(t)	75	83	83	90	90
生産額(千円)	240,000	264,000	264,000	288,000	288,000

畜産

	R2
飼養頭数(頭)	2,643
繁殖雌牛(頭)	1,759
販売頭数(頭)	1,334
生産額(千円)	800,000
草地面積(ha)	281

	R4	R5	R6	R7	R8
飼養頭数(頭)	2,666	2,681	2,720	2,739	2,765
繁殖雌牛(頭)	1,760	1,769	1,795	1,808	1,825
販売頭数(頭)	1,360	1,380	1,400	1,410	1,420
生産額(千円)	816,000	828,000	840,000	846,000	852,000
草地面積(ha)	285	290	295	300	305
	R9	R10	R11	R12	R13
飼養頭数(頭)	2,778	2,797	2,817	2,834	2,914
繁殖雌牛(頭)	1,833	1,846	1,859	1,868	1,923
販売頭数(頭)	1,430	1,440	1,450	1,478	1,500
生産額(千円)	858,000	864,000	870,000	886,800	900,000
草地面積(ha)	310	315	320	326	330

カボチャ

	R2
収穫面積(ha)	32.8
収穫量(t)	299
生産額(千円)	97,473

	R4	R5	R6	R7	R8
収穫面積(ha)	50	55	60	65	68
収穫量(t)	600	660	720	787	816
生産額(千円)	180,000	198,000	216,000	234,000	244,800
	R9	R10	R11	R12	R13
収穫面積(ha)	71	74	77	80	83
収穫量(t)	852	888	924	960	996
生産額(千円)	255,600	266,400	277,200	288,000	298,800

作物別年度計画目標 (R2実績も含む)

実績

計画

プロッコリー

	R2
収穫面積(ha)	36
収穫量(t)	250
生産額(千円)	29,000

	R4	R5	R6	R7	R8
収穫面積(ha)	26	28	30	32	34
収穫量(t)	217	233	250	267	283
生産額(千円)	32,500	35,000	37,500	40,000	42,450
	R9	R10	R11	R12	R13
収穫面積(ha)	36	38	40	42	44
収穫量(t)	300	317	333	350	367
生産額(千円)	45,000	47,500	50,000	52,500	55,000

トウガラシ

	R2
収穫面積(ha)	2.5
収穫量(t)	23
生産額(千円)	11,600

	R4	R5	R6	R7	R8
収穫面積(ha)	5.5	6	6.5	7	7.5
収穫量(t)	36	42	48	54	60
生産額(千円)	18,000	21,000	24,000	27,000	30,000
	R9	R10	R11	R12	R13
収穫面積(ha)	8	8.5	9	9.5	10
収穫量(t)	64	68	72	76	80
生産額(千円)	32,000	34,000	36,000	38,000	40,000

トマト

	R2
収穫面積(ha)	3.4
収穫量(t)	257
生産額(千円)	74,004

	R4	R5	R6	R7	R8
収穫面積(ha)	4.8	5	5.2	5.5	5.8
収穫量(t)	360	375	390	412	435
生産額(千円)	100,800	105,000	109,200	115,360	121,800
	R9	R10	R11	R12	R13
収穫面積(ha)	6.1	6.4	6.7	7	7.3
収穫量(t)	488	512	603	630	730
生産額(千円)	136,640	143,360	168,840	176,400	204,400

その他野菜(キャベツ・ショウガ・バレイショ・在来ソラマメ・家庭菜園等)

	R2
収穫面積(ha)	27.6
収穫量(t)	44.9
生産額(千円)	41,444

	R4	R5	R6	R7	R8
面積(ha)	33.1	34.4	35.5	36.5	37.5
販売量(t)	154	173	191	208	220
生産額(千円)	26,950	30,275	33,425	36,400	38,500
	R9	R10	R11	R12	R13
面積(ha)	38.5	39.5	40.5	41.5	42.5
販売量(t)	230	240	250	260	270
生産額(千円)	40,250	42,000	43,750	45,500	47,250

作物別年度計画目標 (R2実績も含む)

実績

計画

マンゴー

	R2
収穫面積(ha)	8.6
収穫量(t)	20
生産額(千円)	40,000

	R4	R5	R6	R7	R8
面積(ha)	8.6	8.6	9	9	9
販売量(t)	35	40	45	45	50
生産額(千円)	70,000	80,000	90,000	90,000	100,000
	R9	R10	R11	R12	R13
面積(ha)	9	9.3	9.3	9.3	9.6
販売量(t)	50	55	55	60	60
生産額(千円)	100,000	110,000	110,000	120,000	120,000

パッション

	R2
収穫面積(ha)	1
収穫量(t)	6
生産額(千円)	4,800

	R4	R5	R6	R7	R8
面積(ha)	1	1.5	1.8	2	2
販売量(t)	10	15	18	22	24
生産額(千円)	10,000	15,000	18,000	22,000	24,000
	R9	R10	R11	R12	R13
面積(ha)	2.5	2.5	2.5	3	3
販売量(t)	30	32	32	40	40
生産額(千円)	30,000	32,000	32,000	40,000	40,000

タンカン

	R2
収穫面積(ha)	18
収穫量(t)	20
生産額(千円)	8,000

	R4	R5	R6	R7	R8
面積(ha)	20	22	24	26	27
販売量(t)	25	28	30	35	40
生産額(千円)	10,000	11,200	12,000	14,000	16,000
	R9	R10	R11	R12	R13
面積(ha)	28	29	30	31	32
販売量(t)	45	50	60	70	80
生産額(千円)	18,000	20,000	24,000	28,000	32,000

在来カンキツ類

	R2
収穫面積(ha)	8.6
収穫量(t)	12
生産額(千円)	9,300

	R4	R5	R6	R7	R8
面積(ha)	7	7.5	8	8.5	9
販売量(t)	7	8	9	10	12
生産額(千円)	4,200	4,800	5,400	6,000	7,200
	R9	R10	R11	R12	R13
面積(ha)	9.5	10	10.5	11	11.5
販売量(t)	14	16	18	20	22
生産額(千円)	8,400	9,600	10,800	12,000	13,200

第4節 島で育むきらりと輝く人づくり

1. お互いの人格を尊重し、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

(現状と課題)

今後グローバル化が進展する中で、様々な文化や価値観を背景とする人々と相互に尊重し合いながら生きることや、科学技術の発展や社会・経済の変化の中で、人間の幸福と社会の発展の調和的な実現を図ることが一層重要な課題となっています。

また、人が互いに尊重し協働して社会を形成していく上で共通に求められるルールやマナーを学び、規範意識などを育むとともに、人としてよりよく生きる上で大切なものは何か、自分はどうのように生きるべきかなどについて、時には悩み、葛藤しつつ、考えを深め、自らの生き方を育んでいくことが求められています。

さらに、運動する子供とそうでない子供の二極化傾向が見られること、子供の体力について、低下傾向に歯止めが掛かっているものの、体力水準が高かった昭和60年頃と比較すると、依然として低い状況が見られることから、健やかな体を育む教育を推進していく必要があります。

(計画目標)

- ① 道徳教育の充実
- ② 生徒指導の充実
- ③ 人権教育の充実
- ④ 体験活動の充実
- ⑤ 子供の読書活動の推進
- ⑥ 文化活動の推進
- ⑦ 食育の推進
- ⑧ 体力・運動能力の向上
- ⑨ 健康教育の充実

(施策の方向)

- ① 自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と

よりよく生きるための道徳性を育みます。

- ② いじめの積極的な認知・早期対応に努めます。また、不登校児童生徒への支援や不登校を生まない体制作りを推進します。
- ③ 全ての教育活動を通じて、幼児児童生徒の人権尊重の精神の高揚を図ります。
- ④ 地域の特色を生かし、発達段階に応じた効果的な体験活動を一層推進します。
- ⑤ 発達段階に応じた取組や読書への関心を高めるための取組を充実させます。
- ⑥ 我が国や郷土の伝統と文化に関する関心や理解を深め、それを尊重し、継承、発展させる態度を育成する教育を推進します。
- ⑦ 学校、家庭、地域の連携・協力による食育の推進を図ります。
- ⑧ 幼児児童生徒に体力の重要性を理解させたり、運動に親しませたりして、体力向上の取組を推進します。
- ⑨ 学校の実態や幼児児童生徒の発達段階を踏まえた学校保健の充実を図るとともに、学校保健を推進するための保健組織活動の充実に努めます

(主な取組み)

- ・各種研修会等の実施
- ・町教委相談員の配置
- ・喜界島サンゴ礁科学研究所との連携授業
- ・各種コンクールへの積極的参加の促進
- ・栄養教諭による食育に係る授業の実施
- ・チャレンジかごしまへの取組の推進



2. 未来を切り拓くための能力を伸ばし、 社会で自立する力を育む教育の推進

(現状と課題)

これから子供たちが、成人して社会で活躍する頃には、生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、社会構造や雇用環境は大きく、また急速に変化しており、予測が困難な時代となっています。

また、急激な少子高齢化が進む中で成熟社会を迎えた我が国にあっては、一人一人が持続可能な社会の担い手として、その多様性を原動力とし、質的な豊かさを伴った個人と社会の成長につながる新たな価値を生み出していくことが期待されています。

このような、予測困難な時代にあって、社会の変化に主体的に関わり、感性を豊かに働かせながら、どのような未来を創っていくのか、どのような社会や人生をよりよいものにしていくのかという目的を自ら考え、自らの可能性を発揮し、夢や志をもち、よりよい社会と豊かな未来の創り手となる力を身に付けることができるようにすることが重要です。

(計画目標)

- ① 確かな学力の定着
- ② 特別支援教育の推進
- ③ キャリア教育の推進
- ④ 幼児教育の充実
- ⑤ 郷土教育の推進
- ⑥ 教育の情報化の推進
- ⑦ 社会の変化に対応した教育の推進
- ⑧ 中高一貫教育の充実

(施策の方向)

- ① 児童生徒の学力・学習状況を客観的な調査に基づき的確に把握し、学力向上策を推進します。

学力向上に向けて児童生徒の基礎的・基本的な知識及び技能と思考力、判断力、表現力等、主体的に学習に取り組む態度を育成する観点から、「主体的・対話的で

深い学び」の視点をもって授業改善を推進します。

- ② 障害のある幼児児童生徒に対する正しい理解と認識を図るとともに、相談・支援体制の更なる充実に努め、切れ目のない支援がなされるよう取り組みます。
- ③ 発達の段階に応じた体系的・系統的なキャリア教育を、学校の教育活動全体を通じて推進します。
- ④ 幼児期の教育と小学校教育の接続を図るため、幼稚園等と小学校等が連携した取組の一層の推進を図ります。
- ⑤ 郷土の伝統や文化を体験する活動や先人の生き方や業績について学ぶ活動などの充実に努め、喜界島の魅力を発信できる人材の育成に努めます。
- ⑥ 教科指導等におけるICTの効果的な活用により、児童生徒の情報活用能力の育成に努めます。
- ⑦ 社会の変化に対応した教育の推進に努めます。
- ⑧ 中学校と高等学校の連携の強化を図り、中高一貫教育の充実に努めます。

(主な取組み)

- ・一人一研究授業の実施
- ・特別支援教育における切れ目ない支援の充実
- ・各種研修会の実施
- ・ICT環境の整備・充実
- ・離島留学生の受け入れ促進
- ・中高一貫教育支援事業の助成
- ・喜界高校教育振興事業の助成
- ・国公立大学進学応援事業補助金



3. 信頼され、地域とともにある学校づくりの推進

(現状と課題)

学校においては、それぞれの教育の目標が達成されるためには、学校、教職員が役割を十分に果たし、「信頼される」学校づくりを進める必要があります。

そのためには、家庭や地域の人々と共に幼児児童生徒を育てていくという視点に立ち、家庭、地域社会との連携を深め、学校内外を通じた幼児児童生徒の生活の充実と活性化を図ることが大切です。

また、学校、家庭、地域社会がそれぞれ本来の教育機能を発揮し、全体としてバランスのとれた教育が行われることが重要です。

そこで、教育活動の計画や実施の場面では、家庭や地域の人々の積極的な協力を得て幼児児童生徒にとって大切な学習の場である地域の教育資源や学習環境を一層活用していく必要があります。さらに、各学校の教育方針や特色ある教育活動、幼児児童生徒の状況などについて家庭や地域の人々に適切に情報発信し理解や協力を得たり、家庭や地域の人々の学校運営などに対する意見を的確に把握して学校の教育活動に生かしたりすることで、信頼され、地域とともにある学校づくりを推進していく必要があります。

(計画目標)

- ① 開かれた学校づくり
- ② 学校運営の充実
- ③ 教職員の資質向上
- ④ 安心・安全な学校づくり
- ⑤ 学びのセーフティネットの充実

(施策の方向)

- ① 学校で実施している学校評価を基に

した学校運営のPDCAサイクルの充実・改善に努めます。

- ② 質の高い教育を持続発展させるため、学校における業務改善を実質的かつ着実に推進します。

保護者や地域住民等が学校運営に参画するための体制を充実させ、家庭や地域と学校との連携・協働を推進します。

- ③ かごしま教員養成指標及び教員研修計画に基づき、教職員研修の内容の充実、精選、効率化を図り、教職員の資質向上に努めます。

- ④ 社会状況の変化・多様な学習活動等に対応できるよう、学校施設の機能改善を図ります。

関係機関と連携し、幼児児童生徒への安全教育を推進するとともに、学校の安全管理体制整備を推進します。

- ⑤ 家庭の経済状況や地理的条件等にかかわらず、安心して教育を受けられるよう、多様なニーズに応じた環境づくりを図ります。

(主な取組み)

- ・ コミュニティスクール導入の検討
- ・ 各種研修会の実施
- ・ 総合的な学校の施設整備・改修
- ・ 学校給食費の無償化
- ・ 入学祝金の支給
- ・ 就学援助費（準要保護世帯）の支給
- ・ 集団宿泊学習研修補助金
- ・ 通学用自転車購入等助成金
- ・ 郡・県大会出場への助成
- ・ 各種検定トライ促進事業の助成



4. 地域全体で子供を守り育てる環境づくりの推進

(現状と課題)

近年、本町においても地域の人口減少や生活様式の変化、価値観の多様化など様々な要因によって、地域住民間のつながりが以前より希薄になってきており、地域の教育力の低下が課題となっています。

また、様々な課題が存在する地域社会の中で、身近な課題の解決にその一員として自ら主体的に参画し、地域社会の発展に貢献しようとする意識や態度をもつ人材を育む必要があります。

(計画目標)

- ① 地域ぐるみでの子供の育成
- ② 地域を支える次世代の人づくり
- ③ 地域ぐるみでの安全・安心な環境づくり
- ④ 家庭の教育力の向上
- ⑤ 地域学校協働活動の推進

(施策の方向)

- ① 幼児児童生徒の教育活動の充実や活性化を図るため、地域学校協働活動を推進します。
- ② 地域社会に蓄積された様々な知恵を生かし、学校、家庭、地域が一体となった青少年の健全育成のための活動を推進し、地域を支える人材を育成します。
- ③ 関係機関及び関係団体等との連携を強化して、地域全体で子供の安全を見守る体制を整備します。
- ④ 家庭の自主性を尊重しつつ、家庭の教育力を高めるため、家庭教育を支援する取組や家庭教育に関する情報提供に努めます。
- ⑤ 学校教育活動の充実や活性化のため、幅広い地域住民の参画を目指し、地域学校協働活動を推進します。

(主な取組み)

- ・ 地域学校協働活動への移行及び充実
- ・ サマースクールの継続・充実
- ・ 長寿者学級の継続・充実
- ・ 地域社会全体で学校の安全確保に取り組む体制整備
- ・ リーダー育成サマーキャンプ
- ・ 家庭教育学級の充実



【長寿者学級の様子（早町地区）】



【サマースクールの様子（自然体験）】



5. 生涯を通して学び活躍できる環境づくりとスポーツ・文化の振興

(現状と課題)

子供から大人まで全ての町民が、生涯を通じて、あらゆる機会にあらゆる場所で学ぶことができ、その成果を適切に生かして活躍できるようにする必要があります。

本町には、各集落で独自に育まれた方言や八月踊り等の伝統文化が残されていますが、人口減少、少子高齢化に伴い担い手不足が課題となっています。郷土に愛着や誇りを持ち、伝統文化や文化財を守り育てていく人材育成・仕組み作りが必要です。

(計画目標)

- ① 生涯学習環境の充実
- ② 生涯スポーツ・競技スポーツの推進
- ③ 文化芸術活動の推進
- ④ 地域文化の継承・発展
- ⑤ 文化財の保存・活用

(施策の方向)

- ① 町民のニーズや現代的な課題等に対応できるように学習機会の充実を図るとともに、地域社会において学習成果を幅広く活用できる体制づくりに取り組みます。

- ② 町民のだれもが、生涯にわたりスポーツに親しむことができる環境づくりに努めます。

各競技団体や関係機関と連携を図りながら、競技力向上に関する意識の高揚に努めるとともに、指導体制の充実を図ります。

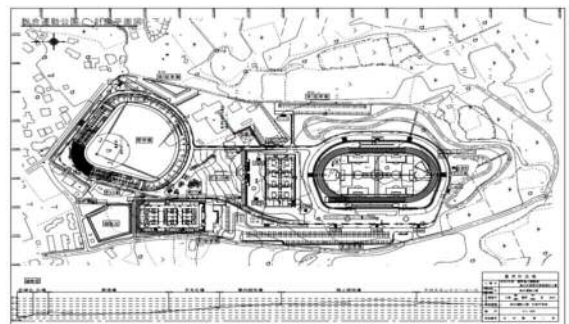
- ③ 文化芸術活動を促進するために、町文化協会や各団体の育成を図り、自主的文化活動を奨励するとともに、芸術文化に触れる機会の提供や伝統文化の継承に努めます。

- ④ 地域文化の継承・発展のために、各種団体と連携し、継承活動の支援や、地域伝統文化の記録・保存等の充実に努めます。

- ⑤ 資料台帳の作成や、保存活用計画及び整備計画を策定するなど、文化財の保存・活用に努めます。

(主な取組み)

- ・ 公民館講座・地域講座の充実及び新規講座の発掘
- ・ 総合型運動公園整備の検討及び推進
- ・ 生涯スポーツの推進及び各種団体の競技力向上
- ・ 各種競技団体への継続支援
- ・ 郷土に関する企画展・講演会の充実
- ・ ジオパークの認定に向けた取組みによる地域文化学習の推進
- ・ 文化財等への調査・収集、保存等の充実
- ・ 伝統文化の継承
- ・ 喜界高校スポーツ振興事業の助成
- ・ スポーツ合宿誘致促進事業の助成



【総合型運動公園計画図】



【生涯学習フェスタの様子】



第5節 未来へ繋ぐ地域づくり

1. 町民と行政の協働

(現状と課題)

地域と行政の結びつきを深め、きめ細やかな行政サービスの向上を目指し、町政懇談会を実施しています。

さらに、各集落の担当として、役場職員を配置し、連携体制強化を図っています。重ねて、地域活動への行政支援として、集落活性化事業及び宝くじ助成事業を活用していますが、未活用の集落があります。

また、ふるさと喜界島を応援することができる「ふるさと納税制度」を、母子保健事業や子どもの就学に関する事業に一部財源として活用しています。



【熱心に議論される町政懇談会】

(計画目標)

- ・町政懇談会の参加集落数の増加
(令和3年度実績 14 集落参加)
- ・町政懇談会の参加率の向上
(参加数÷全体数)
- ・集落活性化事業及び宝くじ助成事業活用集落(全 37 集落) 100%へ
- ・ふるさと納税の1億円突破達成(令和2年度)を受け、その維持及び増加を促進

(施策の方向)

町民と行政の協働の拡充を図るためには、議会を始めとする各団体や民間企業との説明・協議の機会の拡充を行い、連携強化に努めることが必要となります。さらに、各集落の自発的な地域活動の持続を支援するため、既存事業等を継続的に活用します。

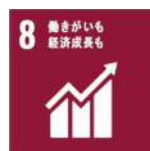
また、島の魅力やすばらしさを、様々なアイテムを活用して全国的な周知活動を実施し、重ねて、人から人へ想いを繋いでいけるように、丁寧に取り組んでいきます。



【本町が誇る様々なふるさと納税品】

(主な取組み)

- ・町政懇談会の継続的な実施
- ・集落担当職員制度の充足
- ・未活用集落に、導入実例を踏まえ、事業の周知と活用の推進
- ・ふるさと納税の基金の活用を、母子保健事業や子どもの就学に関する事業だけでなく、地域振興や環境の保全に関する事業にも拡充
- ・地場製品の拡充を図ると共に、納税者(寄付者)の想いを事業に反映



2. 男女共同参画

(現状と課題)

男女共同参画は、「女性」や「男性」というイメージにあてはめてしまうことなく、一人ひとりがもっている個性や能力を十分に発揮するために必要なことです。

現在、本町でも男女共同参画の取り組みとして、男性の育児休暇・休業の取得率の拡充を目指し、各委員会等での女性登用の低水準の解消を掲げ、今後推進していく必要があります。

(計画目標)

- ・ 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇（特別休暇）取得率を100%達成及び育児休業取得率を30%以上へ
- ・ 役場の男性職員が意識向上を図り、上記休暇・休業取得率の目標を達成することで、町全体にも波及
- ・ 女性委員登用率を30%以上へ

(施策の方向)

男女共同参画に関する意識調査・啓発活動等を行い、改めて男女共同参画の推進、女性委員の登用の促進をしていきます。

(主な取組み)

- ・ 男女共同参画に関する意識調査及び啓発活動
- ・ 農業委員会・市町村防災会議等の女性登用の増加推進



【女性消防団員も活躍】

3. 広域行政の推進

(現状と課題)

交通体系や情報ネットワークの拡充などによって、町民の活動範囲は、行政区域を越えて広域化しており、町域を超えた広域的な生活圏が形成されています。

本町を含め県内地域では、一部事務組合・広域連合を組織し、各種の課題について相互に協力・連携しながら推進を図っています。今後、時代に合わせて変化する町民ニーズを的確に対応するため、鹿児島県はもとより地政学的に結び付きの強い周辺自治体との広域的な連携を強化し、慎重かつ適正に判断していく必要があります。

(計画目標)

- ・ 事業の新たな分野の拡充
- ・ 姉妹都市との交流拡充

(施策の方向)

圏域行政の必要な諸事業を統合整理して広域行政の組織改革を図り、広範囲で充実した広域事務組合を推進します。

新しい広域事業組織に県と圏域市町村が一体となって取り組み、圏域の振興を図る事業を展開します。

地域の資源や特性を生かした個性と魅力ある繋がりを促進するため、圏域間の交流や県際交流支援に努めます。

公共施設や公共サービスの相互利用の実施により、広域的な地域経済の発展、社会基盤の安定・維持を目指します。

(主な取組み)

- ・ 国等の制度の動向注視による広域事業の取組
- ・ 姉妹都市との定期的な交流



4. 行政改革の推進

(現状と課題)

これまでも積極的に行政改革に取り組んでいますが、地域経済の厳しい現状等を背景に持続可能な自治体運営の実現のためには、さらなる行政改革を推進しなければなりません。

行政事務の簡素化については、インターネットでの行政手続き、電子申請等の利用が低水準であり、マイナンバーカードの取得率も低いのが現状であります。また通信体制については、光ケーブルの良好な環境を整備できていますが、未活用な部分があります。

行政組織の合理化については、令和2年度に課の統廃合・チーム制の導入を行っていますが、今後もその検証や改善が必要です。

また、人材育成については、定期的な職員研修を行い公務員精神の高揚等を図っていますが、コロナ禍により研修の中止等で研修参加者が減少しています。

(計画目標)

- ・ 押印廃止率 80%以上
- ・ マイナンバーカードの取得率 60%以上
- ・ 通信機器のデバイス（情報端末・周辺機器）の検証
- ・ 定員管理適正化計画に基づき職員定数を適正化
- ・ 職員研修参加人数を延べ年間 300人以上

(施策の方向)

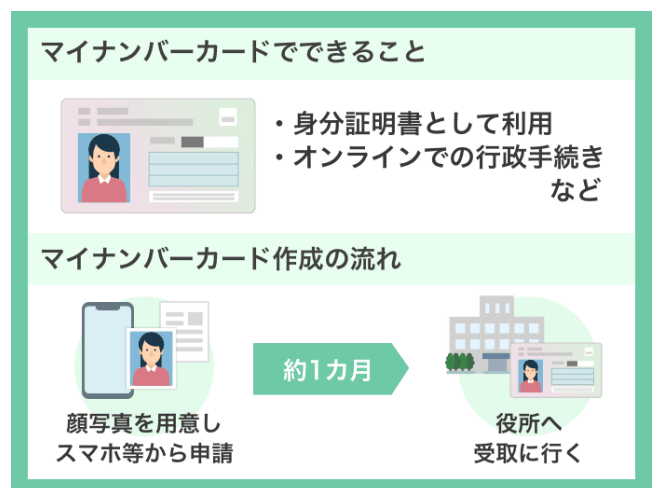
町民ニーズに即した行政サービスを安定的に提供していくためには、行政の効率化、費用対効果、スピード化を念頭においた行政改革に取り組んでいく必要があります。

行政事務の簡素化、勤怠管理・行政文書管理の改善、通信体制の強化を図ります。

行政組織の合理化及び職員定数の適正化及び人材育成における研修制度の充実、また、人事異動の定期実施を行います。

(主な取組み)

- ・ 行政事務・行政文書等の電子化
- ・ 電子決済の推進
- ・ マイナンバーカード普及の推進
- ・ DX（デジタルによる改革）推進計画を策定し、各分野の情報を利活用
- ・ 課の統廃合やチーム制の導入に伴う検証及び改善
- ・ 定期的な職員研修及び専門研修等のオンラインによる研修の推進



5. 財政運営の確立

(現状と課題)

自主財源に乏しい本町は、地方交付税、
 税収等の伸びが期待できず厳しい財政
 運営を強いられています。

その反面、町民の生活安定と福祉の充
 実を図るための生活需要は、年々複雑
 化・多様化しているため、本町では、光
 ファイバー網・防災無線の整備、防災食
 育センター及びクリーンセンターの建
 設等の様々な事業を展開してきました。
 それに伴い、約10年前に比べ起債残高
 が7億円増加しており、監査法人と連携
 し、財政の透明化を図る必要があります。

さらに、行政事務の簡素・デジタル化
 を推進し、行政的管理経費の節減に努め
 る一方、各種自主財源の積極的な確保を
 図ると共に、町民のニーズを把握し、限
 られた財源の重点的かつ効率的な配分
 に徹し、計画的な財政運営に努めていま
 す。

(計画目標)

- ・ペーパーレス化や業務上使用する事務
 用消耗品など経常的経費の削減を進め、
 厳しい財政状況の効率化
- ・適正な課税を実施しながら、さらに使用
 料や手数料の見直しを検討し、税収等
 の財源の確保の強化

(施策の方向)

事務の簡素合理化、公務能率の改善を
 行い、財政運営の健全化を図り、経常収
 支比率の維持に努めます。

課税客体の的確な把握を行い、適正な
 課税に努め、税収の確保を図ります。

クリーンセンターで実施した使用料
 及び手数料の適正化を、今後水道料金や
 公共施設の使用料でも行い、更なる財源
 の確保を行います。

経常的経費の節減、各種補助金、負担

金の見直し、諸事業の厳正な選択を行い、
 財源の効率化を図ります。

町債は、辺地債及び過疎債等、地方交
 付税の財源措置がある有利な地方債の
 確保に努めます。

生活環境・産業基盤の整備など、町民
 のニーズに対応した事業計画、財政計画
 を策定します。

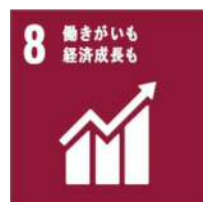
国・県の行財政制度の改正や社会的経
 済的諸条件の変更に即応しながら、国・
 県と同一基調による財政運営に努めま
 す。

(主な取組み)

- ・財政運営の健全化
- ・適正な課税・税収の確保
- ・適正料金（使用料・手数料）の確保
- ・財源の効率化
- ・地方債の適正な活用
- ・事業計画、財政計画の策定



【新しい喜界町クリーンセンター】



資料編目次

・ 人口の推移、昭和 30 年を 100 とした人口増減の状況	58
・ 年齢別人口の推移	59
・ 農家戸数の推移、主・副業農家数及び農家人口の推移	60
・ 農畜産物生産計画、ほ場整備状況	61
・ 湧水の現況	62
・ ため池の状況	63
・ 河川の状況、町道の現況、町営住宅構造別建造数	64
・ 港湾施設の状況、喜界空港の状況、航空機利用状況	65
・ 幼稚園児・児童生徒数の推移	66
・ 学校敷地建物の状況	67
・ 社会教育諸学級講座、中央公民館利用状況、図書館図書利用状況	68
・ 乳幼児健診の状況	69
・ 財政の状況	72
・ 町債の状況	73

人 口 の 推 移

(国勢調査人口)

区分 年次	世帯数	人 口			人口密度 1km ² 当り (人)	1世帯当 り構成 人員(人)	大 島 地 区	
		男	女	合 計			世 帯 数	人 口
大正 9 年	4,251	10,072	11,786	21,858	392	5.1	43,290	210,511
大正 14 年	4,257	8,857	11,802	20,659	371	4.9	43,620	203,912
昭和 5 年	4,306	8,576	11,776	20,352	365	4.7	43,993	204,062
昭和 10 年	4,418	8,558	11,873	20,431	367	4.6	44,569	200,973
昭和 15 年	4,144	7,510	10,674	18,184	326	4.4	41,377	181,495
昭和 30 年	3,762	6,879	9,158	16,037	288	4.3	47,197	205,363
昭和 35 年	3,676	6,391	8,347	14,738	265	4.0	48,240	196,483
昭和 40 年	3,669	6,212	8,019	14,231	255	3.9	47,413	183,471
昭和 45 年	3,726	5,455	7,270	12,725	228	3.4	46,655	164,114
昭和 50 年	3,616	4,998	6,466	11,464	206	3.2	47,840	155,879
昭和 55 年	3,785	4,967	6,202	11,169	200	3.0	51,199	156,074
昭和 60 年	3,815	4,707	5,884	10,591	190	2.8	52,781	153,062
平成 2 年	3,694	4,298	5,343	9,641	169	2.6	52,171	142,834
平成 7 年	3,738	4,162	5,106	9,268	163	2.5	52,204	135,791
平成 12 年	3,799	4,115	4,925	9,040	159	2.3	52,884	132,321
平成 17 年	3,745	4,002	4,570	8,572	151	2.3	52,796	126,483
平成 22 年	3,634	3,929	4,240	8,169	144	2.2	51,543	118,773
平成 27 年	3,364	3,492	3,720	7,212	127	2.1	49,517	110,147
令和 2 年	3,306	3,255	3,374	6,629	117	2.0	48,959	104,346

昭和30年を100とした人口増減の状況

(国勢調査、単位：人、%)

区分 年次	喜 界 町		大 島 地 区		鹿 児 島 県	
	人 口	指 数	人 口	指 数	人 口	指 数
昭和 30 年	16,037	-	205,363	-	2,044,112	-
昭和 35 年	14,738	91.9	196,483	95.7	1,963,104	96.0
昭和 40 年	14,231	88.7	183,471	89.3	1,853,541	90.7
昭和 45 年	12,725	79.3	164,114	79.9	1,729,150	84.6
昭和 50 年	11,464	71.5	155,879	75.9	1,723,902	84.3
昭和 55 年	11,169	69.6	156,074	76.0	1,784,623	87.3
昭和 60 年	10,591	66.0	153,062	74.5	1,819,270	89.0
平成 2 年	9,641	60.1	142,834	69.6	1,797,766	87.9
平成 7 年	9,268	57.8	135,791	66.1	1,794,224	87.8
平成 12 年	9,040	56.4	132,321	64.4	1,786,214	87.4
平成 17 年	8,572	53.5	126,483	61.6	1,753,179	85.8
平成 22 年	8,169	50.9	118,773	57.8	1,706,242	83.5
平成 27 年	7,212	45.0	110,147	53.6	1,648,177	80.6
令和 2 年	6,629	41.3	104,346	50.8	1,589,206	77.7

年齢別人口の推移（国勢調査人口）

単位：人

年次 年齢別	S35年	S40年	S45年	S50年	S55年	S60年	H2年	H7年	H12年	H17年	H22年	H27年	R2年
0歳～4歳	1,684	1,351	980	808	766	696	532	461	463	371	340	277	233
5～9	2,029	1,726	1,343	949	883	776	702	569	474	454	403	306	290
10～14	1,838	1,943	1,713	1,270	932	850	728	663	550	465	441	325	301
15～19	826	1,003	1,045	902	748	572	459	425	406	346	287	257	204
20～24	499	472	438	414	467	289	192	202	175	191	156	112	103
25～29	732	578	465	524	635	599	337	352	351	306	271	198	158
30～34	849	767	548	479	623	638	579	393	421	385	358	294	233
35～39	818	836	703	535	534	631	643	609	419	439	425	344	316
40～44	779	805	796	699	541	505	591	626	604	423	449	371	350
45～49	740	789	763	812	708	541	503	592	653	607	414	393	376
50～54	784	705	729	749	829	710	510	484	629	661	626	408	386
55～59	704	750	652	698	736	819	691	508	502	628	668	602	388
60～64	655	659	659	641	713	753	799	694	511	521	645	671	604
65～69	723	579	577	595	605	666	720	764	693	525	512	634	664
70～74	491	619	515	497	528	568	599	687	729	640	504	473	594
75～79	271	359	454	421	404	434	469	523	621	636	581	430	437
80～84	213	161	227	307	276	285	315	360	423	488	523	481	365
85～89	75	94	83	123	181	170	172	228	257	292	326	368	326
90～94	25	30	32	35	50	73	81	93	115	138	175	182	214
95～99	3	5	1	6	10	15	18	30	35	45	51	68	60
100歳以上	0	0	2	0	0	1	1	5	10	11	12	11	3
年齢不詳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	24
総数	14,738	14,231	12,725	11,464	11,169	10,591	9,641	9,268	9,041	8,572	8,167	7,212	6,629
前年比 %	-	-3.44	-10.58	-9.91	-2.57	-5.18	-8.97	-3.87	-2.45	-5.19	-4.72	-11.69	-8.08

農 家 戸 数 の 推 移

(農林業センサス)

区分 集落		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
喜界町	実数	729	602	563	621	499
	農家率%	21.0	18.0	17.0	20.3	20.3
大島郡	実数	7,727	6,625	6,262	5,926	5,151
	農家率%	18.5	16.5	15.9	15.4	15.4
鹿児島県	実数	65,494	54,332	45,855	37,536	28,276
	農家率%	13.7	12.3	10.7	8.8	8.8

農家：経営面積が10アール以上の農業を行う世帯または過去1年間における農業生産物の総販売額が15万円以上の規模の農業を行う世帯

主・副業農家数及び農家人口の推移

(農林業センサス)

区分 集落		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
主業農家(※1)		331	273	243	243	170
準主業農家(※2)		135	87	113	129	85
副業的農家(※3)		263	242	207	249	244
農家総数		729	602	563	621	499

※1…農業所得が主で、自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体

※2…農外所得が主で、自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体

※3…自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない個人経営体

農 畜 産 物 生 産 計 画

年 度 区 分		令和2年(実績)			令和8年(計画)		
		面 積 (ha)	生産量 (t,千本,頭)	生産額 (千円)	面 積 (ha)	生産量 (t,千本,頭)	生産額 (千円)
耕 種 作 物	さとうきび	1,380	64,749	1,458,453	1,350	82,800	1,821,517
	ゴ マ	120	15	48,000	150	75	240,000
	野 菜 類	102	874	253,521	153	1,814	477,550
	果 樹	36	58	62,100	47	126	147,200
	小 計	1,639	—	1,822,074	1,700	—	2,686,267
畜 産 (肉用牛)		—	(販売頭数) 1,334頭	800,000	—	(販売頭数) 1,420頭	852,000
販 売 額 合 計		—	—	2,622,074	—	—	3,538,267

ほ場整備状況

	要整備量	整備済量	整備率(%)
畑地かんがい	2,260ha	1,689ha	74.7
ほ場整備	2,500ha	2,306ha	92.2
農道整備	370km	367km	99.2
農地保全	35ha	34ha	97.1
海岸保全	4.4km	4.4km	99.3

湧水の現況

集落等	呼称	水量平均 m ³ /日	水温平均 °C
小野津	マエカワ	1,400	21.75
	カリマタ	77	21.75
伊実久	ウツカー	1,348	21.75
	スンヤー	673	21.75
志戸桶	ウエカワ	110	21.69
塩道	サカモト	86	22.81
早町	サカモト	170	未
長嶺	カワバタ	100	未
坂嶺	オオクズレ	未	未
	シモトオリカワ	未	未
	マエダ	未	未
	オオグル	未	未
鳥の山	トリノヤマA	未	未
	トリノヤマB	未	未
西目	ヒラ	310	未
	ハニガワ	190	未
大朝戸	ウワカア(東)	2,362	21
	ウワカワ(西)	407	未
	タンクビ	842	未
島中	ハンカー	95	未
滝川	ナガオダイ	369	20
嘉鈍	カワフリ	150	22.75
阿伝	イズミ	190	未
花良冶	ウクンジュ	868	未
	シムトンガ	未	未
川嶺	ミツツキ	150	未
	ノダウエ	未	未
浦原	メンカー	30	21.63
手久津久	ウツカー	未	22
羽里	ハーイー	237	未
	フウチャミ	未	未
	ニシンバル	未	未
上嘉鉄	ヤマガワ	未	22.65
	ウツカア	未	未

集落名	呼称	湧水量 m ³ /日	集落名	呼称	湧水量 m ³ /日
小野津	トンビ崎	未	中間	ミンドマリ	未
先内	ウクンジョ	未	中里	スギラ	未

た め 池 の 状 況

(農業振興課資料)

集 落 名	名 称	築 造 年	受益面積 (ha)	有効貯水量 (m ³)	堤 高 (m)	堤 長 (m)
志戸桶	志戸桶	江戸時代以前	8.6	13,000	5.5	230
早 町	早 町	江戸時代以前	9	14,000	4.0	100
長 嶺	長 嶺	江戸時代以前	7	6,000	4.5	70
	川 根	江戸時代以前	7	7,000	3.6	150
川 嶺	野口1号	江戸時代以前	20	35,000	10.0	191
	伊八2号	江戸時代以前	15	28,000	4.5	170
	新池3号	江戸時代以前	5.5	8,000	3.9	62
坂 嶺	1 号	江戸時代以前	12	13,000	5.57	85
	2 号	江戸時代以前	11	21,000	5.35	241
	3 号	江戸時代以前	8	12,000	8.5	127
	4 号	江戸時代以前	13	14,000	5.5	110
	坂 嶺	江戸時代以前	6.5	14,000	4.5	108
伊 砂	伊 砂	江戸時代以前	20	20,000	6.3	85
佐手久	西 迫	江戸時代以前	8.5	7,000	3.5	155
	佐手久	江戸時代以前	8	15,000	6.0	80
白 水	東 常	江戸時代以前	13	10,000	6.0	75
	白 水					
島 中	上 の 当	江戸時代以前	10	13,000	8.25	108.95
山 田	盛 原	江戸時代以前	15	33,000	5.7	220
嘉 鈍	嘉 鈍	江戸時代以前	11	18,000	5.76	120
浦 原	浦 原					

河 川 の 状 況

令和3年3月末現在

河川区分	河川名	位置	河川延長	河川区分	河川名	位置	河川延長
準用河川	前川	浦原	457 ^m	準用河川	中浦原川	浦原	150 ^m
〃	赤連川	赤連	434	〃	念辻川	川嶺	370
〃	小川	大朝戸	973	〃	下城久川	花良治	100
〃	坂嶺川	坂嶺	237	〃	中里川	島中	200
〃	浜田川	早町	1,136	〃	作田川	坂嶺	270
〃	汐見川	塩道	730	〃	意味竿川	志戸桶	529
〃	早町川	早町	205	〃	殿川	滝川	200
〃	河原川	白水	438	〃	ウスク川	川嶺	465
〃	中川	白水	459	〃	西目川	西目	150
〃	向井田川	嘉鈍	170	〃	雁股川	小野津	200
〃	神田川	嘉鈍	304	〃	草田川	嘉鈍	200
〃	蒲生川	蒲生	220	〃	沖名川	志戸桶	150
〃	関田川	佐手久	350	〃	山田丙内川	山田	150
〃	白嶺川	嘉鈍	150	〃	長迫川	伊砂	300
〃	大朝戸川	大朝戸	600	〃	神宮中川	小野津	350
〃	池治川	池治	244	〃	ウオン川	伊砂	100
〃	宮戸川	湾	100				
〃	中熊川	中熊	800				

町 道 の 現 況

令和3年3月末現在 単位:m

区分	道路延長	改良延長	舗装延長	改良率	舗装率	未改良延長	未舗装延長	橋 梁	
									木橋
3. 5m未満	90,189					90,189			
3. 5m以上	25,588					25,588			
5. 5m以上	3,870					3,870			
5. 5m未満	68,491	68,491							
5. 5m以上	37,864	37,864							
13. 0m以上	324	324							
計	226,326	106,679		48	70	119,647		87	

町 営 住 宅 構 造 別 建 造 数

(令和3年3月現在)

区 分	総 数	構 造 別				
		木造	簡易耐火	耐火	簡 二	木造2階
新公営住宅	83	10				73
旧公営住宅	198	22	116	25	31	4
奄振住宅	10		10			
特定公共賃貸住宅	4					4
計	295	32	126	25	31	81

港 湾 施 設 の 状 況

令和2年3月末現在

区 分	数 量	備 考
港 湾 面 積	52.76 ha	喜界島港
防 波 堤	1,608.0 m	
護 岸	1,673.2 m	
岸 壁	-	
水 深	-2 m	
船 揚 場	62 m	
導 灯	9ヶ所	
臨 港 道 路	636.7 m	

喜 界 空 港 の 状 況

区 分	内 容		
滑 走 路	長さ 1,200m (36,000m ²)	幅	30 m
着 陸 帯	長さ 1,320m	幅	100 m
誘 導 路	長さ 90m	幅	18 m
エ プ ロ ン	3,900 m ²		

航 空 機 利 用 状 況

区分 年度	定 期 便			民 間 機		
	乗客	降客	就航回数	乗客	降客	就航回数
17	40,502	40,034	1,788			141
18	38,993	39,176	1,811			133
19	38,595	38,533	1,805			129
20	36,045	36,516	1,802			135
21	36,027	36,289	1,798			104
22	35,423	36,187	1,798			115
23	34,471	35,922	1,786			84
24	33,046	34,413	1,733			120
25	34,632	34,880	1,795			93
26	37,162	38,440	1,740			151
27	39,436	40,385	1,797			135
28	40,255	41,858	1,775			98
29	41,461	42,502	1,768			146
30	44,119	44,769	1,750			140
31	43,111	43,819	1,711			93
2	23,454	24,430	1,244			109

過去4か年における幼稚園児の推移

幼稚園

(5月1日現在)

年度	平成30年				令和元年			
区分	3歳	4歳	5歳	計	3歳	4歳	5歳	計
あゆみ幼稚園	31	46	39	116	26	44	44	114
のぞみ幼稚園	0	4	4	8	1	4	7	12

年度	令和2年				令和3年			
区分	3歳	4歳	5歳	計	3歳	4歳	5歳	計
あゆみ幼稚園	25	31	42	98	19	34	40	93
のぞみ幼稚園	3	1	9	13	8	3	0	11

過去4か年における児童生徒数の推移

小学校

(5月1日現在、()は特別支援学級再掲)

年度	平成30年				令和元年			
区分	学級数	男	女	計	学級数	男	女	計
喜界小	(2) 13	(6) 148	(3) 140	(9) 288	(2) 13	(6) 149	(4) 145	(10) 294
早町小	(2) 8	(4) 45	(1) 34	(5) 79	(2) 8	(3) 38	(1) 26	(4) 64

年度	令和2年				令和3年			
区分	学級数	男	女	計	学級数	男	女	計
喜界小	(3) 14	(11) 141	(5) 145	(16) 286	(3) 13	(9) 127	(6) 140	(15) 267
早町小	(2) 7	(4) 36	(1) 29	(5) 65	(2) 8	(3) 36	(1) 33	(4) 69

中学校

年度	平成30年				令和元年			
区分	学級数	男	女	計	学級数	男	女	計
喜界中	(3) 9	(13) 109	(2) 68	(15) 177	(3) 9	(13) 111	(0) 81	(13) 192

年度	令和2年				令和3年			
区分	学級数	男	女	計	学級数	男	女	計
喜界中	(2) 8	(11) 107	(0) 73	(11) 180	(2) 8	(8) 101	(0) 78	(8) 179

学 校 敷 地 建 物 の 状 況

小学校

令和3年5月1日現在

区分 学校名	学級数	児童数	保有敷地	校舎・屋体					
				必要面積		保有面積		整備率	
				校舎	屋体	校舎	屋体	校舎	屋体
		人	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	%	%
喜界小学校	13 (3)	292	14,367	4,339	919	4,260	543	98	59
早町小学校	8 (2)	85	20,504	2,804	894	2,190	506	78	57
計	21 (5)	377	34,871	7,143	1,813	6,450	1,049	90	58

中学校

区分 学校名	学級数	児童数	保有敷地	校舎・屋体					
				必要面積		保有面積		整備率	
				校舎	屋体	校舎	屋体	校舎	屋体
		人	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	%	%
喜界中学校	8 (2)	214	18,701	3,816	1,138	3,267	1,216	86	107
計	8 (2)	214	18,701	3,816	1,138	3,267	1,216	86	107

社会教育諸学級講座

年度 学級名		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		家庭教育学級	学級数	5	5
	受講者	422	440	424	412
高齢者学級	学級数	9	9	9	9
	受講者	704	764	676	79
公民館講座	学級数	32	30	27	22
	受講者	518	485	435	267

中央公民館利用状況

年度 利用者	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
件数	1,506	1,392	1,349	716
利用者数	12,706	10,613	9,840	4,257

図書充実度

(人口は4月1日住基人口)

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
人口	7,000	7,100	6,600	6,500
蔵書数	60,473	61,488	64,397	64,774
基準数	47,500	47,750	63,760	63,400
充実度%	127.3%	128.8%	101.0%	102.2%

図書館図書利用状況

年度 利用者	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	冊	人	冊	人	冊	人	冊	人	冊	人
幼児	7,125	1,118	6,440	1,048	8,572	1,593	6,612	1,098	4,904	751
小学校	7,587	1,231	16,105	2,925	17,506	3,578	15,411	3,941	11,194	3,332
中学校	957	189	608	131	482	109	319	110	367	121
高校生	275	76	288	76	249	63	136	40	108	27
成人	17,154	4,097	17,479	4,045	19,030	4,159	17,879	3,786	15,267	3,283
計	33,098	6,711	40,920	8,225	45,839	9,502	40,357	8,975	31,840	7,514

乳児健診結果

令和1年実績

区 分	出生児		計	構成比(%)	
	男	女		男	女
1, 500g未満	0	0	0	0.0	0.0
1, 500g～1, 900g以下	1	0	1	2.2	0.0
2, 000g～2, 400g以下	4	2	6	8.9	4.4
2, 500g～3, 000g以下	5	13	18	11.1	28.9
3, 000g～3, 400g以下	8	10	18	17.8	22.2
3, 500g～	2	0	2	4.4	0.0
計	20	25	45	44.4	55.6

施設別出生状況

令和1年実績

施設区分	出生児数	構成比 %
母子健康センター	0	0
病院等医療機関	45	100
その他	0	0
計	45	100

産婦の年齢区分

令和1年実績

年齢区分	出生児数	構成比 %
15歳～19歳	0	0.0
20歳～24歳	3	6.7
25歳～29歳	15	33.3
30歳～34歳	13	28.9
35歳～39歳	12	26.7
40歳以上	2	4.4
計	45	100.0

乳幼児(～3歳児)健診の状況

【3～4ヶ月児健診】

受診率

単位:%

年度	H27	H28	H29	H30	R元	R2
喜界町	98.2	95.0	100.0	100.0	97.7	94.9
管内平均	95.2	95.8	96.6	95.3	96.0	95.8
県平均	97.6	98.2	97.4	97.7	98.6	97.7

受診状況(R2. 4～R3. 3)

	対象者	受診者数	受診率	異常なし	要指導	要観察	要精密	要医療	追跡対象数	%
	(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	(g)	(h)	(f)+(g)+(h)	(f+g+h)/b
喜界町	39	37	94.9%	35	0	1	1	0	2	5%
管内	471	451	95.8%	366	12	53	4	1	58	13%
県	7,041	6,876	97.7%							

【1歳半児健診】

受診率

単位:%

	H27	H28	H29	H30	R元	R2
喜界町	98.1	98.2	96.2	98.2	98.0	100.0
管内平均	95.8	94.1	97.0	95.0	97.3	98.2
県平均	95.9	97.2	96.6	96.5	96.6	96.1

受診状況(R2. 4～R3. 3)

	対象者	受診者数	受診率	異常なし	要指導	要観察	要精密	要医療	追跡対象数	%
	(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	(g)	(h)	(f)+(g)+(h)	(f+g+h)/b
喜界町	49	49	100.0%	30	0	14	4	0	18	37%
管内	488	479	98.2%	393	9	35	29	2	66	14%
県	7,549	7,256	96.1%							

【3歳児健診】

受診率

単位:%

	H27	H28	H29	H30	R元	R2
喜界町	98.1	93.3	96.9	98.3	100.0	96.5
管内平均	94.4	93.9	93.6	93.1	95.4	94.3
県平均	93.7	95.8	94.9	95.1	95.6	94.9

受診状況(R2. 4～R3. 3)

	対象者	受診者数	受診率	異常なし	要指導	要観察	要精密	要医療	追跡対象数	%
	(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	(g)	(h)	(f)+(g)+(h)	(f+g+h)/b
喜界町	57	55	96.5%	36	0	13	4	0	17	31%
管内	578	545	94.3%	434	7	41	42	2	85	16%
県	8,732	8,287	94.9%							

【1歳6ヶ月児むし歯有病者率】

単位：%

	H27	H28	H29	H30	R元	R2
喜界町	0.00	1.80	4.00	5.60	8.00	4.08
管内平均	1.36	1.84	3.69	1.40	1.88	1.67
県平均	2.28	2.60	2.14	1.79	1.44	1.44

【3歳児むし歯有病率】

単位：%

	H27	H28	H29	H30	R元	R2
喜界町	52.80	35.70	31.70	38.60	36.36	41.82
管内平均	35.70	27.80	27.36	24.35	24.22	22.57
県平均	21.90	20.40	19.50	18.82	18.20	17.63

【低出生体重児出生数の年次推移】

単位：人

	H26	H27	H28	H29	H30	R元
喜界町	6	8	6	4	7	7
管内	82	79	69	69	65	51
県	1,587	1,475	1,410	1,518	1,386	1,292

【低出生体重児出生割合の年次推移】

単位：%

	H26	H27	H28	H29	H30	R元
喜界町	10.2	14.5	15.4	7.8	14.3	15.6
管内平均	13.9	14.1	13.0	13.2	12.9	11.3
県平均	11.1	10.4	10.3	11.5	10.7	10.8

財 政 の 状 況

単位:千円

区 分	令和元年度	令和2年度
歳 入 総 額 A	7,754,810	8,273,897
一 般 財 源	3,665,075	3,817,173
国 庫 支 出 金	1,116,281	1,913,910
県 支 出 金	852,051	727,055
地 方 債	1,004,755	948,714
うち 過 疎 債	567,100	686,900
そ の 他	1,116,648	867,045
歳 出 総 額 B	7,511,027	8,115,870
義 務 的 経 費	2,472,748	2,676,687
投 資 的 経 費	2,188,033	2,126,794
うち 普 通 建 設 事 業	1,977,327	2,077,915
そ の 他	2,850,246	3,312,389
過 疎 対 策 対 策 事 業 費 (再 計)	69,461	74,639
歳 入 歳 出 差 引 額 C (A - B)	243,783	158,027
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 D	72,302	68,510
実 質 収 支 C - D	171,481	89,517
財 政 力 指 数	0.160	0.170
実 質 公 債 費 比 率	9.7	9.8
地 方 債 現 在 高	6,954,731	7,159,636

町 債 の 状 況

(単位:千円)

区 分	令和元年度 末現在高 A	令和2年度 発行額 B	令和2年度元利償還額			差引現在高 (A+B-C)
			元 金 C	利 子	計	
一 般 公 共 事 業 債	818,942	21,400	150,729	13,469	164,198	689,613
一 般 単 独 事 業 債	633,422		88,546	2,289	90,835	544,876
公 営 住 宅 建 設 事 業 債	559,371	68,900	38,730	3,987	42,717	589,541
義 務 教 育 施 設 整 備 事 業 債	261,068		28,905	3,053	31,958	232,163
一 般 補 助 施 設 整 備 等 事 業 債					0	0
辺 地 対 策 事 業 債	1,124,396	56,500	141,404	373	141,777	1,039,492
災 害 復 旧 事 業 債	94,200	3,800	0	2	2	98,000
一 般 廃 棄 物 処 理 事 業 債					0	0
過 疎 対 策 事 業 債	1,787,683	686,900	119,549	1,688	121,237	2,355,034
財 源 対 策 債	21,582		5,362	404	5,766	16,220
臨 時 財 政 特 例 債					0	0
減 税 補 て ん 債	11,109		2,947	29	2,976	8,162
臨 時 税 収 補 て ん 債					0	0
臨 時 財 政 対 策 債	1,642,958	103,712	167,637	3,212	170,849	1,579,033
調 整 債					0	0
都 道 府 県 貸 付 金					0	0
そ の 他		7,502			0	7,502
合 計	6,954,731	948,714	743,809	28,506	772,315	7,159,636